

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成29年4月1日
(第13期) 至 平成30年3月31日

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号

(E04374)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
2 【事業等のリスク】	15
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
4 【経営上の重要な契約等】	29
5 【研究開発活動】	30
第3 【設備の状況】	31
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	31
2 【道路資産】	36
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	45
4 【株価の推移】	45
5 【役員の状況】	46
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	55
1 【連結財務諸表等】	56
2 【財務諸表等】	97
第6 【提出会社の株式事務の概要】	120
第7 【提出会社の参考情報】	121
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	122
第1 【保証会社情報】	122
第2 【保証会社以外の会社の情報】	122
第3 【指数等の情報】	126
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【事業年度】	第13期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒井 和広
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 野口 和也
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 野口 和也
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益	(百万円)	886,616	1,012,023	884,149	935,296	1,621,315
経常利益	(百万円)	6,173	7,972	12,803	11,419	7,390
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,480	3,021	7,372	15,951	23,024
包括利益	(百万円)	3,506	5,005	△4,946	23,024	19,199
純資産額	(百万円)	159,351	161,493	156,797	179,826	199,025
総資産額	(百万円)	929,551	951,713	1,175,847	1,438,542	1,170,868
1株当たり純資産額	(円)	1,675.73	1,699.19	1,648.61	1,891.16	2,093.11
1株当たり当期純利益金額	(円)	36.64	31.81	77.60	167.91	242.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	17.1	17.0	13.3	12.5	17.0
自己資本利益率	(%)	2.1	1.9	4.6	9.5	12.2
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	57,540	43,618	△145,083	△183,432	423,861
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△27,081	△28,565	△32,698	△31,103	△41,018
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,004	△15,456	203,605	250,249	△360,309
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	143,946	143,830	169,652	205,365	227,895
従業員数 <外、平均臨時雇用者数>	(人)	13,396 <2,904>	13,507 <3,050>	13,744 <3,130>	14,126 <3,435>	14,652 <3,609>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載していません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書きしています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益	(百万円)	851,520	979,541	849,964	900,400	1,589,993
経常利益	(百万円)	1,945	3,709	7,045	7,440	3,370
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	△533	497	4,166	13,644	21,169
資本金	(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数	(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額	(百万円)	143,209	140,433	144,592	158,235	179,398
総資産額	(百万円)	902,360	924,837	1,155,107	1,418,484	1,146,459
1株当たり純資産額	(円)	1,507.47	1,478.25	1,522.03	1,665.64	1,888.41
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	△5.62	5.24	43.86	143.63	222.84
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	15.9	15.2	12.5	11.2	15.6
自己資本利益率	(%)	—	0.4	2.9	9.0	12.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(人)	2,352	2,376	2,374	2,387	2,431
<外、平均臨時雇用者数>		<221>	<202>	<230>	<273>	<288>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 第10期、第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 第9期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載していません。

6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書きしています。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	西日本高速道路㈱設立
平成17年12月	西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱（現・連結子会社）設立
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及び西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱がサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）に関する事業等を譲受け
平成18年10月	西日本高速道路サービス関西㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路サービス中国㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路サービス四国㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路サービス九州㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路パトロール関西㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路パトロール九州㈱（現・連結子会社）及び西日本高速道路メンテナンス九州㈱（現・連結子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路メンテナンス中国㈱（現・連結子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路ロジスティクス㈱（現・連結子会社）設立
平成19年2月	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱及び西日本高速道路サービス九州㈱が料金收受業務に関する事業を、西日本高速道路パトロール関西㈱及び西日本高速道路パトロール九州㈱が交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路サービス四国㈱が料金收受業務及び交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱が料金收受業務、交通管理業務及び保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年3月	西日本高速道路メンテナンス関西㈱（現・連結子会社）設立
平成19年3月	㈱エフディー（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング九州㈱へ社名変更）、㈱オーデックス（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング関西㈱へ社名変更）、四国道路エンジニア㈱（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング四国㈱へ社名変更）及び㈱ハーディア（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング中国㈱へ社名変更）の株式を取得し、当社の子会社との議決権をあわせて子会社化（現・連結子会社）
平成19年4月	西日本高速道路メンテナンス九州㈱が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年6月	西日本高速道路メンテナンス中国㈱が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年9月	西日本高速道路メンテナンス関西㈱及び西日本高速道路エンジニアリング四国㈱が保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年10月	西日本高速道路ファシリティーズ㈱（現・連結子会社）設立
平成20年3月	西日本高速道路ファシリティーズ㈱が点検・管理業務及び保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成20年4月	西日本高速道路ビジネスサポート㈱（現・連結子会社）設立
平成20年7月	西日本高速道路ビジネスサポート㈱が不動産関連業務に関する事業を既存の業務実施会社から譲受け
平成21年3月	一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））の料金徴収期間が満了
平成21年4月	関西国際空港㈱から関西国際空港連絡橋（道路部分）を引き継ぎ、維持管理業務を開始
平成22年7月	芦有ドライブウェイ㈱の株式を㈱日本政策投資銀行とともに取得し子会社化（現・連結子会社）
平成22年11月	西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が、㈱ハーブス、㈱ポーチェ・オアシス及び㈱クレッセの株式を取得し子会社化
平成23年1月	NEXCO-West USA, Inc.（現・連結子会社）設立
平成24年4月	㈱Ligariic（現・連結子会社）設立
平成24年5月	㈱富士技建及び㈱ドーナユー大地（平成28年12月にNEXCO西日本コンサルタンツ㈱へ社名変更）の株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
平成25年4月	NEXCO西日本コミュニケーションズ㈱（現・連結子会社）設立

年月	事項
平成26年 7月	(株)ハーブス、(株)ボーチェ・オアシス及び(株)クレッセを合併し、存続会社となる(株)ハーブスを西日本高速道路リテール(株) (現・連結子会社) に社名変更
平成26年 7月	西日本高速道路パトロール関西(株)を会社分割し、西日本高速道路パトロール中国(株) (現・連結子会社) 設立
平成26年 9月	一般国道201号 (八木山バイパス) の料金徴収期間が満了

3 【事業の内容】

当社グループ (当社及び当社の関係会社) は、当社 (西日本高速道路(株))、子会社27社及び関連会社7社 (平成30年3月31日現在) により構成されており、高速道路事業、受託事業、SA・PA事業、その他の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりです。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、西日本地域の2府22県 (注1) において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (以下「機構」といいます。) と締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」 (以下「全国路線網協定」といいます。)、 「一般国道31号 (広島呉道路) に関する協定」 (以下「広島呉道路協定」といいます。)、 「一般国道165号及び一般国道166号 (南阪奈道路) に関する協定」 (以下「南阪奈道路協定」といいます。)) (注2)、 「一般国道201号 (八木山バイパス) に関する協定」 (以下「八木山バイパス協定」といいます。)) (注3) 及び「一般国道506号 (那覇空港自動車道 (南風原道路)) に関する協定」 (以下「那覇空港自動車道協定」といいます。)) (注4) (その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。)、 道路整備特別措置法 (昭和31年法律第7号) (以下「特措法」といいます。)) 第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路 (注5) の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っています。当該協定に基づき、新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、同法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に引き渡すこととしており、かかる道路資産を、当社は機構から借受けて、高速道路事業を実施します。道路利用者より徴収する料金には高速道路の公共性に鑑み当社の利潤を含めないことを前提としており、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられます。また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しています。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しています。

料金收受業務	西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)
交通管理業務	西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)
点検・管理業務	西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)
保全作業業務	西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、(株)富士技建、NEXCO西日本コンサルタンツ(株)
その他業務 (注6)	西日本高速道路ビジネスサポート(株)、(株)富士技建、NEXCO西日本コンサルタンツ(株)、(株)NEXCOシステムズ、(株)高速道路総合技術研究所、ハイウェイ・ツール・システム(株)

(注) 1. 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県 (なお、中日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が事業を営む高速道路は除きます。)

2. 南阪奈道路協定については、平成30年4月1日午前0時をもって、全国路線網協定に編入されています。

3. 八木山バイパス協定については、平成26年3月14日付で一部変更を行い、料金の徴収期間及び道路資産の貸付期間を平成27年2月25日までから平成26年9月30日までに短縮しました。これを受け、平成26年10月1日午前0時をもって、当該協定は期間満了の上終了し、一般国道201号（八木山バイパス）は無料開放され、道路の管理についても国に引き継がれています。
4. 那覇空港自動車道協定については、平成21年2月19日付で一部変更を行い、料金の徴収期間及び道路資産の貸付期間を平成21年8月19日までから平成21年3月27日までに短縮しました。これを受け、平成21年3月28日午前0時をもって、当該協定は期間満了の上終了し、一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））は無料開放され、道路の管理についても国に引き継がれています。
5. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
6. 不動産関連、橋梁補修、通行料金及び交通量等の電子計算、高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発、料金収受機械保守等の業務です。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っています。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しています。

（注）高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）（以下「高速自動車国道法」といいます。）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(3) SA・PA事業

SA・PA事業においては、高速道路の休憩所及び給油所等（以下「商業施設等」といいます。）の建設、管理等を行っており、当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が188箇所（注）において商業施設等の管理運営を行っています。また、当社の連結子会社である西日本高速道路ロジスティクス㈱及び西日本高速道路リテール㈱は、SA・PA事業にかかる運営の一部を行っています。

（注）188箇所の商業施設等については、国道2号姫路バイパスの別所パーキングエリア（上下線）の2箇所を含みます。

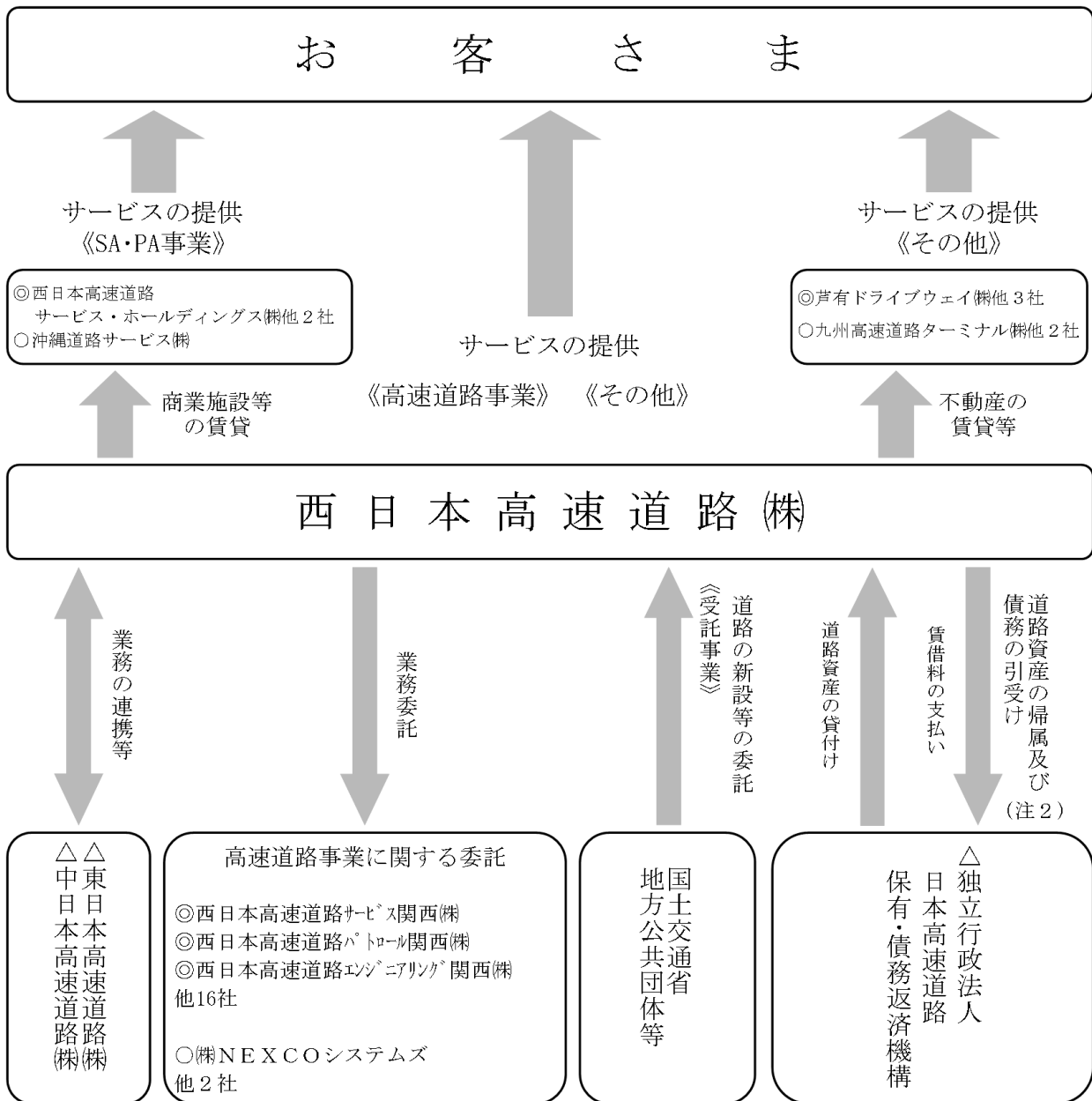
(4) その他

その他においては、駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、ウルトラファインバブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、トラックターミナル事業等を実施しています。

このうち、駐車場事業については、当社が福岡中央自動車駐車場の管理運営を行っており、建設等のコンサルティング事業については、当社が技術支援業務を行っています。一般自動車道事業については、連結子会社である芦有ドライブウェイ㈱が、芦屋市と神戸市北区を結ぶ一般自動車道「芦有ドライブウェイ（10.7km）」の管理運営を行っています。ウルトラファインバブル事業については、連結子会社である㈱L i g a r i cが、ウルトラファインバブル（約1～3μm（マイクロメートル（注））の微細気泡）技術を清掃など道路事業における活用から、農業など多様な分野へ適用拡大していくことを目的とし、事業を行っています。広告事業については、連結子会社であるNEXCO西日本コミュニケーションズ㈱が、高速道路の広告事業の成長を通じて地域の情報発信のサポートをするなど、「地域」と「人」の橋渡しの役割を担うことを目的とし、事業を行っています。海外における高速道路事業については、連結子会社であるNEXCO-West USA, Inc. が米国での橋梁点検事業を行っているほか、持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナル㈱が海外における道路インフラ事業への展開を目的とし、事業を行っています。トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である九州高速道路ターミナル㈱が佐賀県鳥栖市及び熊本市東区の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っています。また、持分法適用関連会社である㈱NEXCO保険サービスが損害保険及び生命保険の代理店業務を行っています。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。

（注）マイクロメートルとは長さの単位であり、1マイクロメートルは1ミリメートルの1,000分の1です。

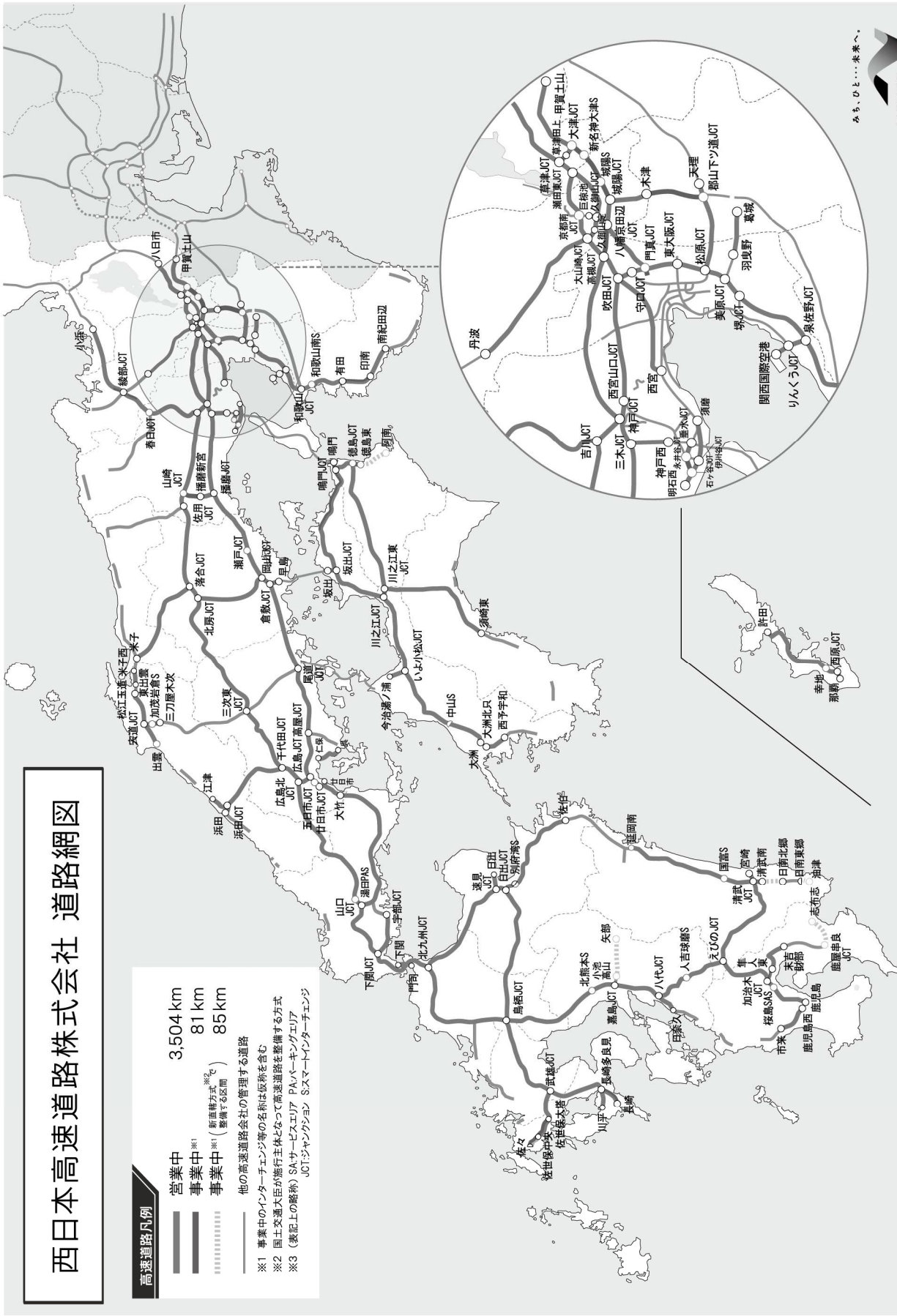


(注) 1. ◎は連結子会社, ○は持分法適用の子会社及び関連会社, △は関連当事者を示しています。
 2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

西日本高速道路株式会社 道路網図

高速道路凡例

- 営業中** 3,504 km
 - 事業中** 81 km
 - 事業中** 85 km
- ※1 事業中のインターチェンジ等の名称は仮称を含む
 ※2 国土交通大臣が施行主体となつて高速道路を整備する方式
 ※3 (義経上の略称) SA/サービスエリア PA/パーキングエリア
 JCT/ジャンクション S/スマートインターチェンジ



あち、ひと…未来へ、



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成30年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
西日本高速道路サービス関西㈱	大阪府 吹田市	70	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス中国㈱	広島市 南区	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス四国㈱	香川県 高松市	40	高速道路事業	100.0	料金収受業務及び交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス九州㈱	福岡県 太宰府市	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路総合サービス沖縄㈱	沖縄県 浦添市	60	高速道路事業	100.0	料金収受業務、交通管理業務、点検・ 管理業務及び保全作業業務を委託して います。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路パトロール関西㈱	大阪市 淀川区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路パトロール中国㈱	広島市 安佐南区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路パトロール九州㈱	福岡市 博多区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路エンジニアリング関西㈱	大阪府 茨木市	90	高速道路事業	100.0	点検・管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エンジニアリング中国㈱	広島市 西区	70	高速道路事業	100.0	点検・管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路エンジニアリング四国㈱	香川県 高松市	60	高速道路事業	100.0	点検・管理業務及び保全作業業務を委 託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路エンジニアリング九州㈱	福岡市 中央区	80	高速道路事業	100.0	点検・管理業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
西日本高速道路フ ァシリティーズ(株)	大阪府 茨木市	160	高速道路事業	100.0	点検・管理業務及び保全作業業務を委 託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路メ ンテナンス関西(株)	大阪府 茨木市	420	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メ ンテナンス中国(株)	広島市 東区	350	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メ ンテナンス九州(株)	福岡市 中央区	160	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路ビ ジネスサポート(株)	大阪市 淀川区	30	高速道路事業	100.0	不動産関連業務及び人材派遣業務を委 託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路サ ービス・ホールデ ィングス(株)	大阪市 北区	110	S A・P A事 業	100.0	S A・P A内商業施設の管理運営を委 託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路ロ ジスティックス(株)	大阪市 北区	30	S A・P A事 業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路リ テール(株)	大阪市 北区	71	S A・P A事 業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
芦有ドライブウェ ィ(株)	兵庫県 芦屋市	40	その他	51.0	有料道路の管理運営をしています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
NEXCO-We st USA, I nc. (注3)	米国(バ ージニア 州)	\$1,312,500	その他	100.0	橋梁点検技術の販売をしています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
(株)Ligari c	大阪府 吹田市	75	その他	100.0	研究開発・技術協力業務を委託してい ます。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
(株)富士技建	大阪市 淀川区	80	高速道路事業	100.0	保全作業業務、研究開発・技術開発業 務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
NEXCO西日本 コンサルタンツ(株)	広島市 西区	70	高速道路事業	100.0	保全・建設技術業務、研究開発・技術 開発業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
NEXCO西日本 コミュニケーションズ(株)	大阪市 淀川区	35	その他	100.0	SA・PAの商業施設内外における広告媒体の管理、運営及び販売を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。
2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数です。
3. NEXCO-West USA, Inc.の資本金は、現地通貨単位により記載しています。

(2) 持分法適用の子会社及び関連会社

平成30年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
沖縄道路サービス (株)	沖縄県 浦添市	30	S A・P A事 業	91.9 (68.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
(株)高速道路総合技 術研究所	東京都 町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び 技術開発業務を委託するとともに、滋 賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃 貸しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名
(株)NEXCOス テムズ	東京都 新宿区	50	高速道路事業	33.3	通行料金、交通量等の電子計算業務を 委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
ハイウェイ・トー ル・システム(株)	東京都 中央区	75	高速道路事業	30.1 [9.8]	料金収受機械保守業務を委託していま す。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCO保険 サービス	東京都 千代田区	15	その他	33.3	当社の保有する車両にかかる損害保険 の代理店業務等を実施しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
九州高速道路ター ミナル(株)	熊本市 東区	100	その他	22.3	佐賀県鳥栖市及び熊本市東区の2箇所 におけるトラックターミナル事業用地 を賃貸しています。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
日本高速道路イン ターナショナル(株)	東京都 千代田区	49	その他	28.7	海外における道路インフラ事業への参 入を目的としています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。

2. 議決権の所有割合の () 内は間接所有割合で内数です。

3. 議決権の所有割合の [] 内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	13,417
受託事業	<2,028>
SA・PA事業	863
その他	<1,511>
全社（共通）	372 <70>
計	14,652 <3,609>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当連結会計年度における平均人員をく >で外書きしています。
2. 高速道路事業及び受託事業、SA・PA事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,431 <288>	40.9	17.0	7,872,815

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,008
受託事業	<213>
SA・PA事業	51
その他	<5>
全社（共通）	372 <70>
計	2,431 <288>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当事業年度における平均人員をく >で外書きしています。
2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでいます。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
4. 高速道路事業及び受託事業、SA・PA事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
5. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

高速道路は我が国の大動脈として生活・経済活動に欠かせない重要インフラであり、当社グループは24時間365日、この高速道路の機能・サービスを間断なく提供する使命を担っています。当社グループは、リスクマネジメントを徹底し、高速道路の安全・安心を最優先に、お客さまの満足度を高め、地域の発展に寄与することにより、社会から信頼され成長する企業グループを目指して事業を進めています。

また、以下の重要施策をはじめとする平成28年度から平成32年度までの5箇年の中期経営計画2020を策定し、グループ丸となって推進していきます。

- ・高速道路の安全・安心を長期にわたり確保するため、技術の高度化・効率化を図り、適切な点検・補修等を継続的に進めます。また、老朽化した道路構造物の特定更新等工事を着実に実行します。
- ・工事中の安全管理を含めた事業リスクマネジメントの更なる強化を図っていきます。また、将来の大規模災害に備え、耐震性の向上、対応力の強化を図っていきます。
- ・日本の新たな大動脈として新名神高速道路の平成35年度全線開通を目指します。また、4車線化事業などのネットワーク機能強化を着実に進めます。
- ・お客さまと地域の皆さまに愛されるSA・PAづくりを推進します。

これらを踏まえ、以下のとおり課題に取り組んでいきます。

(災害対応力の強化)

災害対応力の強化を図り、「想定を超えた広範囲の甚大災害にも対応できる仕組み」を構築するため、防災備蓄倉庫・資機材の整備、道路管制機能の強化により、発災時に、速やかに高速道路機能を回復し、被災地域の救急・復旧・復興に貢献します。また、平成28年熊本地震時の経験を踏まえ、いつ何処で発生するか分からない内陸地震や大規模な海溝地震を念頭に、防災業務計画の見直しを実施しました。引き続き、更なる強化に向けて取り組むとともに、関係機関・地域と連携した実効性の高い活動ができるように防災訓練、防災研修、災害図上訓練などを通じて災害対応計画の実効性を確認し、当社グループの危機対応能力の向上を図っていきます。

(100%の安全・安心への挑戦)

100年後もお客さまに安心してご利用いただける高速道路の実現を目指して、平成28年度から特定更新等工事に本格的に着手し、事業名を「高速道路リニューアルプロジェクト」と定め、関係機関との連携を図りながら、道路の長寿命化のため、今後も着実に取り組んでいきます。また、継続的な安全・安心に向け、道路構造物・附属物を対象とした総点検や第三者被害防止対策を実施するとともに、点検に基づく診断、措置、記録等の事業サイクルを着実に進め、新技術を用いた点検等の高度化・効率化に努めます。

加えて、「茨木技術研修センター」を活用し、多岐にわたる事象に適切に対応できる技術者を育成します。

これらにより、当社グループ丸となり100%の安全・安心を追求していきます。

(高速道路ネットワークの機能強化)

日本の産業と社会を支え続けてきた名神高速道路を多重化し、日本の大動脈である高速道路の信頼性を格段に高めるべく、「未来につながる信頼の道」新名神高速道路（天津ジャンクション～城陽ジャンクション、八幡京田辺ジャンクション～高槻ジャンクション）の整備を、安全対策を確実にしながら、計画的かつ着実に推進します。

また、高速道路ネットワークの機能を最大限発揮させるべく、鋭意事業を進めている四国横断自動車道（徳島東インターチェンジ～徳島ジャンクション）、播磨自動車道（播磨新宮インターチェンジ～山崎ジャンクション）に加え、新たに事業許可を受けた第二神明道路（永井谷ジャンクション～石ヶ谷ジャンクション）、大和北道路（奈良北インターチェンジ～郡山下ツ道ジャンクション）などの高速道路網が繋がっていない区間の整備や、高松自動車道（鳴門インターチェンジ～高松市境）や舞鶴若狭自動車道（福知山インターチェンジ～綾部インターチェンジ、綾部パーキングエリア～舞鶴西インターチェンジ）のほか、新たに佐世保道路（佐々インターチェンジ～佐世保大塔インターチェンジ）などの4車線化事業を推進していきます。

(工事の安全対策の強化について)

新名神高速道路の建設現場において発生した重大事故を受け、「工事安全に関する社員教育の充実」、「重大事故リスクアセスメント」、「安全協議会活動の強化」の3点を柱としてPDCAサイクルを回す「重大事故リスクマネジメントシステム」に取り組み、工事の安全性を向上させ、重大事故の撲滅を目指します。

さらに、全社的な工事安全レベルの向上を図るため、本社に工事安全推進協議会を設置し、各支社での工事安全に関する取り組みの展開や新技術・新工法の検証等を行っていきます。

また、契約上の新たな取り組みとして、総合評価落札方式において「工事安全に資する技術評価項目」を追加し、工事施工会社へ安全に対するインセンティブを付与することにより、安全意識の高揚を促していきます。

(近畿圏の新たな高速道路料金について)

近畿圏の高速道路について、平成29年6月3日から、対距離制を基本とした利用重視の新たな料金体系へ移行しました。平成30年4月1日からは、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路が当社に移管され、阪和自動車道や南阪奈道路との一元管理に移行しました。

引き続き、管理主体の統一を含めた近畿圏の継ぎ目のない料金体系の実現に向けて、第二神明道路の新たな料金体系への移行や平成31年度以降の地方道路公社等の保有する道路の移管などに向けた関係機関との調整を進めていきます。

(お客さまの満足度の更なる向上)

SA・PAでは、国内外のお客さまに「楽しくにぎわいを実感いただける施設」に進化させ、新たなサービスを展開していきます。

計画的な店舗建替え・改良の実施により、利用しやすい店舗づくりや、地域性や交通特性を踏まえた、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等により、「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」の空間を創造し、お客さまの期待を超えた価値の提供に努めていきます。

また、海外のお客さまの受け入れ環境の整備のため、Free Wi-Fi、外国語表記対応及びエリアの免税店化など、ハード、ソフト面での受入環境を整備し、インバウンド対応の高度化を目指します。

駐車場が慢性的に混雑しているSA・PAについては、駐車マスの増設、駐車場混雑案内情報板の設置などのサービス向上の取り組みを進めていきます。

(働き方改革に向けた取組み)

高速道路は我が国の大動脈として生活・経済活動に欠かせない重要インフラであり、これまで以上の安全・安心に向けた社会的役割を果たしていくことが求められている中で、高速道路における安全・安心と社員の健康・安全の両立が重要な経営課題です。事業執行と経営資源のバランスを図るため、事業優先順位を明らかにし、業務執行体制の更なる強化及び徹底した業務改善を行うとともに、システムによる労働時間の正確な把握の徹底、休暇制度の充実や変形労働時間制拡充などの労働安全衛生面を強化し、社員が健康的に能力を最大限発揮できる環境を整えていきます。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、投資判断は、本項及び有価証券報告書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断しています。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）（以下高速道路会社法、機構法及び整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しています。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定には、国土交通大臣の認可を必要とします。また、これを変更しようとするときも同様となります。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

- g 定款の変更等（第13条）
高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。
 - (イ) その他の規制事項
 - a 調査への協力（第7条）
高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。
 - b 会計の整理等（第14条）
毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。
 - c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）
国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。
 - (ウ) 政府の財政支援
 - a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。
 - b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。
なお、当連結会計年度において保証契約の実績はなく、翌連結会計年度においてもその予定はありません。
 - (エ) 特例措置（第8条）
高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。
 - (オ) 会社の合併（附則第2条）
政府は、本州四国連絡高速道路㈱について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時に、同社と当社との合併に必要な措置を講ずるものとされています。
- (3) 道路整備特別措置法
- ① 目的等
特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としています（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条ないし第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されています。
 - ② 概要
 - (ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項
 - a 高速道路の新設又は改築（第3条）
高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。
 - b 供用約款（第6条）
許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。
 - c 工事の廃止（第21条）
許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立ち入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされています。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されています。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、料金徴収のための通行方法を定めたとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。また、高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) a の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) a により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分、取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としています（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されています。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめています。この業務点検結果を受け、当社は関係機関と調整のうえ必要な取組みを行ってまいります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しています。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されています。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があると認めるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされています。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされています。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島県道路協定及び南阪奈道路協定（注）に係るものについては2%）を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされています。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しています。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（上記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要(ウ)その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としています。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島県道路協定及び南阪奈道路協定（注）に係るものについては2%）を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されています。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り。）に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められています。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

（注）南阪奈道路協定については、平成30年4月1日午前0時をもって、全国路線網協定に編入されています。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされています。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引き渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（上記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要(イ) 道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱は、それぞれ、日本道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしています。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、SA・PA事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害や大事故、テロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、S A・P Aその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されていませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされていましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により、平成37年度までに延長されています。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理していますが、何らかの理由により個人情報等の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績等の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済財政政策の推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復し、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善する状況で推移しました。

このような経済情勢の下、当社グループは、「私たちはリスクマネジメントを徹底し、高速道路の安全・安心を最優先に、お客さまの満足度を高め、地域の発展に寄与することにより、社会から信頼され成長する企業グループをめざします」というグループ理念のもと、100%の安全・安心の確保を目指し、さらに満足度の高い機能・サービスの提供を行うべく事業を展開しました。

当社グループが運営する高速道路事業においては、通行台数は、景気回復の影響等により前期比1.8%増となり、料金収入は、前期比2.5%増（764,345百万円）となりました。

また、高速道路ネットワークの形成・充実に向けて道路建設事業を着実に進め、新名神高速道路（城陽ジャンクション・インターチェンジ～八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ、高槻ジャンクション・インターチェンジ～神戸ジャンクション）を新たに開通したほか、九州自動車道城南スマートインターチェンジ等の供用を開始しました。

高速道路事業以外の事業においては、SA・PA事業を中心に展開し、ガソリン価格の上昇の影響等により、店舗及びガスステーションの売上は前期比6.3%増の149,303百万円となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は1,621,315百万円（前連結会計年度比73.3%増）、営業費用は1,616,441百万円（同74.6%増）、営業利益は4,873百万円（同48.7%減）、経常利益は7,390百万円（同35.3%減）となりました。また、当社が加入する建設関係法人厚生年金基金において、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けたことに伴い、当連結会計年度に27,129百万円を特別利益として計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は23,024百万円（同44.3%増）となりました。

各セグメントの概況は次のとおりです。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、機構との協定、特措法第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

まず、道路管理事業については、高速道路をご利用のお客さまに安心・快適な道路環境を提供するため、事故多発箇所を中心としたハード対策や交通安全キャンペーン等によるソフト対策など、交通安全対策に取り組み、特に落下物防止の啓発活動強化や、逆走事故ゼロを早期に実現するための各種対策を推進しました。

平成28年熊本地震による九州自動車道他の損傷箇所については、平成29年4月28日までに当該区間を全て4車線に復旧させ、引き続き、本復旧工事を実施しました。また、平成29年7月に発生した九州北部豪雨では、料金所の冠水やのり面崩壊による土砂等流入等により、広範囲での通行止めを余儀なくされましたが、関係機関と連携のうえ、道路機能の迅速な回復に努めました。

高速道路ネットワークの機能を長期にわたって健全に保つため、平成28年熊本地震の被災状況を踏まえ、災害に強い道路を目指して、橋梁の耐震補強を推進しました。

特定更新等工事では、中国自動車道や沖縄自動車道にて橋梁床版取替工事等を実施したほか、短期間に数多くの工事を円滑に進めるため、施工者独自の高度な技術を活用する新たな契約方式を導入するなど、順次事業を進めています。

これまで整備の経緯の違い等から料金水準や車種区分が異なっていた近畿圏も高速道路（近畿自動車道、阪和自動車道、西名阪自動車道、第二京阪道路、京滋バイパス）の料金体系について、平成29年6月3日から、対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行しました。

なお、新料金への移行にあたり、近畿自動車道等において、出口で即時にETC対距離料金を案内するシステムの改修が完了するまでの間、タクシーの高速道路料金を当社で負担する取り扱いを実施しましたが、システムの改修が完了したことから、この取り扱いは平成30年3月31日をもって終了しました。

その他、ETCを活用した各種料金割引に加え、「ぶらり中国ドライブパス2017」など地域と連携した周遊割引や、「Japan Expressway Pass」など訪日外国人旅行者向けの周遊割引を実施しました。

次に、道路建設事業については、新名神高速道路の着実な整備や4車線化事業を推進するなど、高速道路ネットワークの形成・充実を図りました。新名神高速道路は、平成29年4月30日に城陽ジャンクション・インターチェンジ～八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ間、平成29年12月10日に高槻ジャンクション・インターチェンジ～川西インターチェンジ間、平成30年3月18日に川西インターチェンジ～神戸ジャンクション間がそれぞれ開通しました。これにより、高槻ジャンクション～神戸ジャンクション間が開通し、並行する名神高速道路、中国自動車道とのダブルネットワーク化による交通の分散によって、渋滞の緩和など一定の効果を発揮しています。同区間の建設工事においては、作業員が死傷するなどの重大事故が続いて発生したことか

ら、建設工事安全対策本部を設置するとともに、「新名神高速道路 事故根絶非常事態」を宣言し、事故再発防止の取組みを強化しました。その他、九州自動車道城南スマートインターチェンジ他5箇所のスマートインターチェンジの供用を開始しました。

また、平成29年8月10日に2箇所のスマートインターチェンジ、平成30年3月30日に第二神明道路、大和北道路等についての事業許可を受けました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は1,567,997百万円（前連結会計年度比77.9%増）、営業費用は1,569,165百万円（同78.6%増）となり、1,168百万円の営業損失が生じました（前連結会計年度は営業利益2,810百万円）。

（受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は12,002百万円（前連結会計年度比30.5%増）、営業費用は12,062百万円（同32.7%増）となり、60百万円の営業損失が生じました（前連結会計年度は営業利益105百万円）。

（SA・PA事業）

SA・PA事業においては、テナント各社と協力し、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通特性を踏まえた店づくり、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等による店舗展開を実施しました。当社最大の店舗棟面積となる新名神高速道路宝塚北サービスエリア（上下線）など3店舗を新たにオープンしました。また、九州自動車道山川パーキングエリア（上り線・下り線）のリニューアルオープンなど老朽化への対応等を着実に実施しました。

また、地域とともに発展するエリアを目指し、地域の観光PR等に活用いただけるスペースを提供するとともに、地域物産展や地元自治体等と連携したイベントを積極的に開催するなど、地域との連携の強化・推進を図りました。

その他、東九州自動車道川南パーキングエリア（上下線）など5箇所において、新たにガステーションを整備しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は33,027百万円（前連結会計年度比1.5%減）、営業費用は28,031百万円（同0.1%増）となり、営業利益は4,996百万円（同9.6%減）となりました。

（その他）

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、ウルトラファインバブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業等を行っています。

当連結会計年度のその他全体としては、営業収益は9,779百万円（前連結会計年度比22.3%減）、営業費用は8,644百万円（同24.9%減）となり、営業利益は1,134百万円（同5.4%増）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の期末残高は227,895百万円（前連結会計年度比11.0%増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は423,861百万円（前連結会計年度は183,432百万円の資金の使用）となりました。これは主に、退職給付に係る資産及び負債の増減額24,939百万円に加え、売上債権の増加額7,579百万円や法人税等の支払額5,867百万円といった資金の使用があったものの、税金等調整前当期純利益34,378百万円に加え、たな卸資産の減少額304,439百万円や仕入債務の増加額69,668百万円といった資金の獲得があったためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は41,018百万円（前連結会計年度比31.9%増）となりました。これは主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資40,666百万円の資金の使用があったためです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は360,309百万円（前連結会計年度は250,249百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、長期借入れ及び道路建設関係社債発行による資金の獲得469,640百万円があったものの、長期

借入金の返済及び道路建設関係社債償還による資金の使用828,756百万円（機構法第15条第1項による債務引受額828,755百万円を含みます。）があったためです。

なお、建設投資（仕掛道路資産）に係る有利子負債は、建設投資（仕掛道路資産）を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引き受けます。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりです。

なお、「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」については、後記「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 ②損益計算書 営業費用明細書のうち高速道路事業原価明細書」をご参照ください。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しています。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

区分	金額（百万円）	
1. 営業収益		
料金収入	764,553	
道路資産完成高	800,250	
受託業務収入	1	
その他の売上高	980	1,565,786
2. 営業外収益		
受取利息	0	
有価証券利息	0	
受取配当金	2,314	
土地物件貸付料	5	
雑収入	798	3,118
3. 特別利益		
固定資産売却益	21	
厚生年金基金代行返上益	25,176	
その他特別利益	0	25,197
高速道路事業営業収益等合計		1,594,102

(注) 収益の配賦基準は次のとおりです。

1. 高速道路事業又はその他収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦しています。
2. 事業が特定できないものについては、営業損益比により各事業へ配賦しています。

(3)生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を、金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「1. 経営成績等の状況の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しています。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てています。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各連結会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合がありますが機構との協定に基づき、賃借料の着実な支払いを行うことが重要であるとの認識から、将来の社会経済変動及び自然災害の発生により料金収入が変動した場合等を想定し、高速道路事業に係る利益を備えるために積み立てています。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

なお、高速道路事業の収益には、インセンティブ助成金収入が含まれています。インセンティブ助成金とは、機構法第12条第1項第8号の規定に基づき、当社が経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行った際に、機構より縮減額の一部を助成されるものです。当連結会計年度におけるインセンティブ助成金収入は105百万円、インセンティブ助成金を原資とする支出は69百万円となっています。当連結会計年度末におけるインセンティブ助成金残高は761百万円であり、利益剰余金に留保されています。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重量的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えています。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っています。

③ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しています。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しています。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における高速道路事業の営業収益については、料金収入の増加や、道路資産完成高の増加により1,567,997百万円（前連結会計年度比77.9%増）となりました。受託事業の営業収益については12,002百万円（同30.5%増）、SA・PA事業の営業収益については33,027百万円（同1.5%減）、その他の営業収益については9,779百万円（同22.3%減）となりました。以上により、当連結会計年度における営業収益合計は、1,621,315百万円（同73.3%増）となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における高速道路事業にかかる営業費用は、道路資産完成原価の増加により1,569,165百万円（前連結会計年度比78.6%増）となり、受託事業の営業費用については12,062百万円（同32.7%増）、SA・PA事業の営業費用については28,031百万円（同0.1%増）、その他の営業費用については8,644百万円（同24.9%減）となりました。以上により、当連結会計年度における営業費用合計は、1,616,441百万円（同74.6%増）となりました。

その結果、当連結会計年度における営業利益は、4,873百万円（同48.7%減）となりました。その内訳は、高速道路事業の営業損失は1,168百万円（前連結会計年度は営業利益2,810百万円）、受託事業の営業損失は60百万円（同営業利益105百万円）、SA・PA事業の営業利益は4,996百万円（前連結会計年度比9.6%減）、その他の営業利益は1,134百万円（同5.4%増）です。

③ 経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、土地物件貸付料621百万円等の計上により2,788百万円（前連結会計年度比28.4%増）となり、営業外費用は、たな卸資産処分損69百万円等の計上により271百万円（同8.3%増）となりました。

その結果、当連結会計年度の経常利益は、7,390百万円（同35.3%減）となりました。

④ 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、厚生年金基金代行返上益27,129百万円等の計上により27,164百万円（前連結会計年度は539百万円）となり、特別損失は、固定資産売却損120百万円等の計上により176百万円（前連結会計年度比18.4%増）となりました。

その結果、税金等調整前当期純利益は34,378百万円（前連結会計年度は11,810百万円）となり、これから法人税等合計11,338百万円（同△4,126百万円）及び非支配株主に帰属する当期純利益14百万円（同非支配株主に帰属する当期純損失14百万円）を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は、23,024百万円（前連結会計年度比44.3%増）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析は、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

② 資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施しました。

③ 資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金です。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しています。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（全国路線網協定、広島呉道路協定、南阪奈道路協定、八木山バイパス協定及び那覇空港自動車道協定）を平成18年3月31日付で締結しています（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としています。なお、南阪奈道路協定については、平成30年4月1日午前0時をもって全国路線網協定に編入され、八木山バイパス協定については平成26年10月1日午前0時、また那覇空港自動車道協定については平成21年3月28日午前0時をもって期間満了の上終了し、一般国道201号（八木山バイパス）及び一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））はそれぞれ無料開放され、道路の管理は国に引き継がれています。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められています。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされています。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあつては計画収入の2%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあつては計画収入の2%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされています。

当社及び機構は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した協定のうち全国路線網協定について、新名神高速道路（城陽スマートインターチェンジ）及び松江自動車道（加茂BSスマートインターチェンジ）の新規事業化を反映し、平成29年8月4日付けで当該協定を一部変更しました。さらに、「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」（平成29年12月22日改定）を踏まえた一般国道2号（第二神明道路）の料金変更及び第二阪奈道路の移管、一般国道24号（京奈和自動車道（大和北道路））の新事業化等を反映し、平成30年3月30日付けで当該協定を一部変更しました。

また、広島呉道路協定について、料金割引の変更等を反映し、平成30年3月30日付けで当該協定を一部変更しました。

(2) 東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しています。

当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運營業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しています。

これらの個別協定の有効期間は、包括協定締結時点において、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされていますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められています。）までに当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされています。上記に基づき、当該個別協定のうち、料金徴収・料金事務センター運營業務は、自動更新され現在に至っています。

また、研究開発・技術協力業務に関しましては、中日本高速道路㈱に設置された中央研究所にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っていましたが、かかる業務が当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と共同して行う新設分割により平成19年4月2日に設立された㈱高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結し、自動更新され現在に至っています。

(3) 東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付で海外事業の連携等に関する包括協定を締結しています。

これに基づき、上記5社の出資により、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理、その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル㈱が平成23年9月1日付で設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、上記5社及び日本高速道路インターナショナル㈱の6社は、平成23年9月1日付で、日本高速道路インターナショナル㈱の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結し、さらに、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等に関し、上記5社又はその一部が、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル㈱に対して業務委託する場合における方法等を定めた業務委託基本協定を同日付で締結し、自動更新され現在に至っています。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、高速道路事業の使命である「100%の安全・安心の追求」、 「高品質な道路の構築」、 「点検の信頼性向上」及び「環境保全・創造」であり、高速道路ネットワークの機能を今後も永続的に活用していくために、少子高齢化や労働者不足、技能者の高齢化による技術力低下、地球温暖化といった社会環境の変化、特定更新等工事に対応した技術開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,503百万円となりました。

なお、当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しています。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は1,482百万円です。

(2) 受託事業、S A・P A事業及びその他に係る研究開発費は21百万円です。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しています。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しています。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額41,583百万円（リース資産639百万円を除く）の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C装置等に総額32,868百万円（リース資産569百万円を除く）の設備投資を行いました。

S A・P A事業については、当連結会計年度においては主にS A・P A店舗の増改築等に総額4,012百万円（リース資産7百万円を除く）の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数のセグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っていません。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

① 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
吹田インターチェンジ他 447箇所等 (大阪府吹田市他)	高速道路事業	料金徴収施設等	43,904	71,293	495 (5)	13,039	128,732	—
吹田サービスエリア (上り線) 他260箇所 (大阪府吹田市他) (注2)	S A・P A事業	S A・P A施設	21,125	1,279	65,558 (1,505)	1,221	89,185	—
福岡中央自動車駐車場 (福岡市中央区) (注3)	その他	有料駐車場	53	26	— (—) [5]	12	92	—
トラックターミナル (佐賀県鳥栖市及び熊本市東区)	その他	トラックターミナル	0	—	1,230 (118)	—	1,230	—
竹田高架下他117箇所 (京都市伏見区他)	その他	占用施設等	314	263	666 (94)	198	1,443	—
本社他52事業所及び社宅等 (大阪市北区他) (注4)	全社(共通)	本社、支社及び社宅等	7,325	139	10,951 (192) [29]	10,054	28,470	2,431 <288>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。

2. S A・P A施設の土地には、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に賃貸している面積279千㎡を含みます。

3. 福岡中央自動車駐車場の土地を福岡市から占用しており、当連結会計年度における占用料は49百万円です。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしています。

4. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は1,711百万円です。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしています。

5. 料金所及び高速道路事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載していません。

6. 現在休止中の主要な設備はありません。

7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は当連結会計年度における平均人員を<>で外書きしています。

8. 設備ごとの従業員数は、把握が困難なため記載していません。

9. 上記金額には消費税等は含まれていません。

② 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路サ ービス関西(株)	本社他 (大阪府吹田 市他)	高速道路事業	工具・器 具・備品等	5	—	—	61	66	2,567
西日本高速道路サ ービス中国(株)	本社他 (広島市南区 他)	高速道路事業	建物附属設 備等	2	—	—	8	11	952
西日本高速道路サ ービス四国(株)	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	工具・器 具・備品等	1	—	—	20	22	635
西日本高速道路サ ービス九州(株)	本社他 (福岡県太宰 府市他)	高速道路事業	電気設備等	0	—	—	26	26	1,477 <202>
西日本高速道路総 合サービス沖縄(株)	本社他 (沖縄県浦添 市他)	高速道路事業	作業器具等	17	12	—	65	94	357
西日本高速道路パ トロール関西(株)	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	社宅等	24	—	85 (1)	16	126	413
西日本高速道路パ トロール中国(株)	本社他 (広島市安佐 南区他)	高速道路事業	社宅等	21	—	101 (1)	9	131	292
西日本高速道路パ トロール九州(株)	本社他 (福岡市博多 区他)	高速道路事業	事業所等	56	—	75 (0)	18	149	319
西日本高速道路エ ンジニアリング関 西(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	事業所等	916	95	1,135 (5) [3]	349	2,497	720 <152>
西日本高速道路エ ンジニアリング中 国(株)	本社他 (広島市西区 他)	高速道路事業	事業所等	893	484	1,132 (35) [6]	510	3,020	708 <167>
西日本高速道路エ ンジニアリング四 国(株)	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	事業所等	390	112	552 (8) [1]	329	1,383	358 <67>
西日本高速道路エ ンジニアリング九 州(株)	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	事業所等	2,555	267	2,177 (10)	311	5,312	560 <135>
西日本高速道路フ ァシリティーズ(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	作業器具等	134	37	— [2]	426	597	581
西日本高速道路メ ンテナンス関西(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	事業所等	683	294	320 (6) [2]	518	1,816	251
西日本高速道路メ ンテナンス中国(株)	本社他 (広島市東区 他)	高速道路事業	事業所等	106	52	152 (4)	188	500	266
西日本高速道路メ ンテナンス九州(株)	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	事業所等	50	3	88 (2) [3]	590	733	406 <55>
西日本高速道路ビ ジネスサポート(株)	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	事業所等	15	—	—	25	41	366 <752>

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路サー ビス・ホールデー ィングス(株) (注2)	本社他 (大阪市北区 他)	SA・PA事 業	事業所、営 業用建物等	237	1	— [279]	458	697	215
西日本高速道路ロ ジスティックス(株)	本社他 (大阪市北区 他)	SA・PA事 業	事業所、営 業用建物等	64	—	—	81	146	244 <159>
西日本高速道路リ テール(株)	本社他 (大阪市北区 他)	SA・PA事 業	事務所、営 業用建物等	480	0	73 (2)	237	791	284 <1,316>
芦有ドライブウェ ィ(株)	本社 (兵庫県芦屋 市)	その他	一般自動車 道等	160	20	19 (26)	1	202	34
(株) Ligari c	本社 (大阪府吹田 市)	その他	事務所、建 物附属設備	2	10	—	41	54	4 <1>
(株)富士技建	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	事業所等	177	62	1,013 (7) [4]	13	1,266	113
NEXCO西日本 コンサルタンツ(株)	本社他 (広島市西区 他)	高速道路事業	事業所等	172	6	92 (0)	33	304	68 <15>
NEXCO西日本 コミュニケーション ズ(株)	本社 (大阪市淀川 区)	その他	工具、器具 及び備品等	4	—	—	44	49	23 <3>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は10,464百万円です。なお、賃借している土地の面積については、[] で外書きしています。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 臨時従業員数を< >で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満である会社は、臨時従業員数の記載を省略しています。
5. 上記金額には消費税等は含まれていません。

③ 在外子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
NEXCO-We st USA, I nc.	本社(米国バ ージニア州)	その他	作業器具等	—	5	—	1	7	8 <4>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 臨時従業員数を< >で外書きしています。
4. 上記金額には消費税等は含まれていません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりです。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 八幡京田辺料金 所 他	京都府八幡市 他	高速道路事業	料金所設備等 (E T C等)	20,751	—	自己資金	平成30年4月	平成31年3月
当社 古賀サービスエ リア 他	福岡県古賀市 他	S A・P A事 業	営業用建物	1,126	304	自己資金	平成26年12月	平成31年5月
当社 福岡中央自動車 駐車場	福岡市中央区	その他	有料駐車場	1,202	0	自己資金	平成30年2月	平成34年4月

(注) 上記金額には消費税等は含まれていません。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道中国縦貫自動車道等の新設、改築及び高速自動車国道中央自動車道西宮線などの修繕等を通じ総額493,031百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借受けることとなった道路資産は、総額800,250百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線	新築・改築 （京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで）	平成29年4月	69,380
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線	新築・改築 （大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで）	平成29年12月	280,519
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線	新築・改築 （大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで）	平成29年12月 平成30年3月	318,540
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線	新築・改築 （宝塚北スマートインターチェンジ）	平成30年3月	303
高速自動車国道 山陽自動車道吹田山口線	新築・改築 （沼田PAスマートインターチェンジ）	平成30年3月	1,348
高速自動車国道 山陽自動車道吹田山口線	新築・改築 （福山SAスマートインターチェンジ）	平成30年3月	908
高速自動車国道 四国横断自動車道阿南四万十線	新築・改築 （徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで）	平成29年11月	8,577
高速自動車国道 九州縦貫自動車道鹿児島線	新築・改築 （城南スマートインターチェンジ）	平成29年7月	1,646
高速自動車国道 九州縦貫自動車道宮崎線	新築・改築 （山之口スマートインターチェンジ）	平成29年10月	93
高速自動車国道 九州横断自動車道長崎大分線	新築・改築 （由布岳スマートインターチェンジ）	平成29年10月	49
高速自動車国道 九州横断自動車道長崎大分線	新築・改築 （木場スマートインターチェンジ）	平成30年3月	2,013
高速自動車国道 九州横断自動車道長崎大分線	新築・改築 （小城スマートインターチェンジ）	平成30年3月	1,348
高速自動車国道 東九州自動車道	新築・改築 （門川南スマートインターチェンジ）	平成29年12月	68
高速自動車国道 中央自動車道西宮線等	修繕	平成29年6月 平成29年9月 平成29年12月 平成30年3月	73,118
一般国道31号 （広島呉道路）	修繕	平成29年6月 平成29年9月 平成29年12月 平成30年3月	233
一般国道165号及び一般国道166号 （南阪奈道路）	修繕	平成29年6月 平成29年9月 平成30年3月	123

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道 中央自動車道西宮線等	特定更新	平成29年6月 平成29年9月 平成29年12月 平成30年3月	9,033
高速自動車国道 中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成29年12月 平成30年3月	32,942
合計			800,250

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しています。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれていません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりです。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産です。

平成30年3月31日現在

	区分	年間賃借料 (百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (東近江市から西宮市まで(八日市インターチェンジを含まない。))	546,303
	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (甲賀市から神戸市まで(甲賀土山インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (三木市から小浜市まで(小浜インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中国縦貫自動車道	
	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	
	高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線	
	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	
	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	
	高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	
	高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線	
	高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	
	高速自動車国道四国縦貫自動車道	
	高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	
	高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	
	高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	
	高速自動車国道東九州自動車道	
	高速自動車国道関西国際空港線	
	高速自動車国道関門自動車道	
	高速自動車国道沖縄自動車道	
	一般国道1号(京滋バイパス)	
	一般国道1号(第二京阪道路)	
	一般国道2号(第二神明道路)	
	一般国道2号(広島岩国道路)	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))	
	一般国道9号(安来道路)	
	一般国道9号(江津道路)	
	一般国道10号(椎田道路)	
	一般国道10号(宇佐別府道路)	
	一般国道10号(日出バイパス)	
	一般国道10号(延岡南道路)	
	一般国道10号(隼人道路)	
	一般国道11号(高松東道路) (注2)	
	一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))	
	一般国道34号(長崎バイパス)	
	一般国道42号(湯浅御坊道路)	
一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))		
一般国道478号(京滋バイパス)		
一般国道478号(京都縦貫自動車道)		
一般国道481号(関西国際空港連絡橋)		
一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))		
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))		

区分		年間賃借料 (百万円) (注)
一の路線	一般国道31号(広島呉道路)	3,313
	一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路)(注3)	1,526
合計		551,144

- (注) 1. 機構から借受けた道路資産に係る当連結会計年度の賃借料を記載しています。これらの賃借料は上記の全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また上記賃借料は、協定の規定により当連結会計年度の料金収入の金額に応じて加算された41,375百万円を含んでいます。なお、賃借料には消費税等は含まれていません。
2. 一般国道11号(高松東道路)は、平成29年11月21日をもって、高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線として供用されています。
3. 一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路)は、平成30年4月1日をもって、一般国道165号(南阪奈道路)として全国路線網に編入されています。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりです。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道 西宮線	29,248	35 [16,385]	昭和62年3月	平成41年3月
高速自動車国道近畿自動車道 天理吹田線	88,471	12,150 [72,104]	平成12年1月	平成35年3月
高速自動車国道近畿自動車道 名古屋神戸線	1,735,900	208,314 [777,489]	平成5年12月	平成36年3月
高速自動車国道近畿自動車道 松原那智勝浦線	121,904	6,246 [85,278]	平成11年1月	平成33年12月
高速自動車国道近畿自動車道 敦賀線	66,528	9,745 [33,910]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	25,323	556 [22,833]	平成26年9月	平成32年3月
高速自動車国道山陽自動車道 吹田山口線	27,234	33 [24,323]	平成18年4月	平成38年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 姫路鳥取線	68,921	18,244 [-]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 尾道松江線	4,126	37 [1,904]	平成29年9月	平成34年6月
高速自動車国道山陰自動車道 鳥取益田線	51,137	290 [50,104]	平成26年9月	平成32年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	2,404	416 [967]	平成26年9月	平成32年3月
高速自動車国道四国横断自動車道 阿南四万十線	287,950	117,352 [92,349]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道 鹿児島線	21,745	3,015 [13,114]	平成23年4月	平成31年9月
高速自動車国道九州横断自動車道 長崎大分線	54,778	18,313 [5,431]	昭和48年9月	平成38年3月
高速自動車国道東九州自動車道	354,984	15,065 [333,851]	平成10年1月	平成34年3月
高速自動車国道沖縄自動車道	1,438	55 [-]	平成26年9月	平成33年3月
一般国道42号(湯浅御坊道路)	90,178	16,696 [-]	平成25年7月	平成33年12月
一般国道1号線(油小路線)	36,553	- [-]	平成31年3月	平成41年3月
一般国道1号線(淀川左岸線延伸部)	81,173	16 [-]	平成29年4月	平成44年3月
一般国道26号線(堺泉北道路)	5,064	5,046 [-]	平成30年3月	平成30年3月
一般国道165号線(南阪奈道路)	29,935	29,866 [-]	平成30年3月	平成30年3月
一般国道2号(第二神明道路)	44,627	- [-]	平成30年5月	平成37年3月
一般国道10号(延岡南道路)	2,382	- [-]	平成30年5月	平成33年3月
一般国道路10号(隼人道路)	27,858	- [-]	平成30年5月	平成37年3月
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和北道路))	146,088	- [-]	平成30年5月	平成45年3月
一般国道163号(第二阪奈道路)	88,990	- [-]	平成31年3月	平成31年3月
一般国道497号 (西九州自動車道(佐世保道路))	111,114	- [-]	平成30年5月	平成40年3月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しています。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しています。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれています。

3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしています。

4. 着手年度は路線のうち最も早い区間の着手年度を記載しています。なお、当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に着手した路線については、日本道路公団が着手した時期を記載しています。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があります、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事（特定更新等工事を除きます。）については、翌連結会計年度以降最大で2,483,727百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、翌連結会計年度以降最大で58,951百万円、特定更新等工事については、翌連結会計年度以降最大で1,178,020百万円と見込んでいます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	95,000,000	95,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	95,000,000	95,000,000	47,500	47,500	47,500	47,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、日本道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されています。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							計	単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	—	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	950,000	—	—	—	—	—	—	950,000	—
所有株式数の 割合 (%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	95,000,000	100.00
計	—	95,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,000,000	950,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	95,000,000	—	—
総株主の議決権	—	950,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、様々な外部環境・情勢の変化にも対応できる経営基盤の確立を目指していきたいと考えています。

事業から得られた利益につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、料金収入の減少又は管理費用の増大時に備えるため「別途積立金」、自治体管理の跨道橋耐震補強事業を実施するための「跨道橋耐震対策積立金」及び安全対策やサービス高度化の事業に活用するための「安全対策・サービス高度化積立金」として積み立てており、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、今後の事業展開に向けた投資に用いることとしています。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めており、また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めていますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めていません。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

また、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長 (非常勤)	—	齋藤 紀彦	昭和21年2月11日生	昭和45年4月 関西電力株式会社入社 平成9年6月 同 副支配人 経営改革推進室プロジェクトマネジャー工務部長 平成11年6月 同 支配人 中央送変電建設事務所長 平成13年6月 同 取締役 電力システム事業本部 副事業本部長 平成15年6月 同 常務取締役 平成17年6月 同 代表取締役副社長 (平成23年6月退任) 平成19年6月 株式会社きんでん 監査役 平成23年6月 同 代表取締役会長 平成28年6月 同 相談役 (現任) 平成24年6月 西日本旅客鉄道株式会社 取締役 (現任) 平成28年6月 近畿車輛株式会社 取締役 (現任) 平成30年6月 当社 取締役会長 (非常勤) (現任)	(注) 3	—
代表取締役社長	—	酒井 和広	昭和24年12月9日生	昭和49年4月 日本道路公団採用 平成13年4月 同 高速道路部長 平成15年5月 同 東京建設局長 平成16年4月 同 民営化総合企画局長 平成17年10月 当社 執行役員 経営企画本部長 平成20年6月 同 常務執行役員 経営企画本部長 平成22年9月 同 取締役専務執行役員 経営企画本部長、保全サービス事業本部長 平成22年10月 同 取締役専務執行役員 平成24年3月 同 取締役専務執行役員 建設事業本部長 平成24年6月 同 代表取締役専務執行役員 建設事業本部長 平成25年6月 同 代表取締役専務執行役員 平成28年6月 同 代表取締役副社長執行役員 平成30年6月 同 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 副社長執行役員	—	前川 秀和	昭和30年3月6日生	昭和52年4月 建設省採用 平成16年7月 国土交通省関東地方整備局道路部長 平成17年4月 同 関東地方整備局企画部長 平成18年7月 同 大臣官房技術調査課長 平成21年7月 同 北陸地方整備局長 平成24年9月 同 道路局長 平成25年8月 同 辞職 平成25年9月 本州四国連絡高速道路株式会社顧問 平成25年11月 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 副会長 平成28年6月 当社 取締役常務執行役員 広報CS推進本部長、建設事業本部長 平成30年6月 同 代表取締役副社長執行役員 広報CS推進本部長(現任)	(注) 3	—
取締役 常務執行役員	—	芝村 善治	昭和33年1月3日生	昭和55年4月 日本道路公団採用 平成18年11月 当社 経営企画本部 経営企画部長 平成22年10月 同 執行役員 関西支社長 平成26年6月 同 取締役常務執行役員 経営企画本部長(現任)	(注) 3	—
取締役 常務執行役員	—	松田 寛治	昭和32年6月17日生	昭和56年4月 日本道路公団採用 平成22年10月 当社 人事部長 平成24年6月 同 執行役員 人事部長 平成29年6月 同 取締役常務執行役員(現任)	(注) 3	—
取締役 常務執行役員	—	村尾 光弘	昭和33年9月19日生	昭和58年4月 日本道路公団採用 平成22年10月 当社 建設事業本部 建設事業部長 平成26年6月 同 執行役員 関西支社長 平成29年6月 同 常務執行役員 関西支社長 平成30年6月 同 取締役常務執行役員 建設事業本部長(現任)	(注) 3	—
取締役 常務執行役員	—	北村 弘和	昭和34年2月26日生	昭和58年4月 日本道路公団採用 平成22年10月 当社 経営企画本部 経営企画部長 平成26年6月 同 執行役員 中国支社長 平成29年6月 同 常務執行役員 技術本部長 平成30年6月 同 取締役常務執行役員 保全サービス事業本部長(現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	—	川住 昌光	昭和38年1月18日生	昭和60年4月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行) 入行 平成19年6月 日本政策投資銀行 シンガポール 首席駐在員 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行 シンガポール 首席駐在員 平成20年12月 DBJ Singapore Limited. CEO (出向) 平成23年5月 株式会社日本政策投資銀行 企業金融第5部 担当部長 平成24年6月 同 中国支店長 平成26年4月 同 地域企画部長 平成27年4月 同 産業調査部長 平成28年6月 当社 監査役(常勤) (現任)	(注) 3	—
監査役 (常勤)	—	高倉 照正	昭和29年8月11日生	昭和53年4月 日本道路公団採用 平成18年6月 当社 建設事業本部 建設事業部長 平成21年4月 同 秘書広報部長 平成21年6月 同 執行役員 秘書広報部長 平成22年10月 同 常務執行役員 経営企画本部長 平成24年6月 同 取締役常務執行役員 経営企画本部長 平成26年6月 同 取締役常務執行役員 保全サービス事業本部長 平成30年6月 同 監査役(常勤) (現任)	(注) 4	—
監査役 (非常勤)	—	清原 桂子	昭和27年1月25日生	昭和59年10月 関西大学 文学部 講師 平成4年10月 兵庫県 県立女性センター 所長 平成8年7月 同 阪神・淡路大震災復興本部 生活復興局長 平成11年4月 同 労働部長 平成12年4月 同 阪神・淡路大震災復興本部 総括部長 平成13年4月 同 県民生活部長 平成14年4月 同 理事 平成24年4月 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 副理事長 平成26年4月 神戸学院大学 現代社会学部教授 (現任) 平成30年6月 当社 監査役(非常勤) (現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (非常勤)	—	西川 秀明	昭和33年1月1日生	昭和58年4月 大阪瓦斯株式会社入社 平成15年11月 篠山都市ガス株式会社 代表取締役社長(出向) 平成18年6月 大阪瓦斯株式会社 導管事業部 導管部 導管チームマネージャー 平成19年6月 同 導管事業部 大阪導管部長 平成21年6月 同 理事 導管事業部 大阪導管部長 平成22年6月 同 理事 資材部長 平成24年4月 同 理事 導管事業部 導管部長 平成25年4月 同 執行役員 導管事業部 導管部長 平成28年4月 同 常務執行役員 導管事業部長 平成28年6月 同 取締役常務執行役員 導管事業部長 平成30年4月 同 取締役 兼 大阪ガスリキッド株式会社 取締役会長 (現任) 平成30年6月 当社 監査役(非常勤) (現任)	(注) 4	—

(注) 1. 取締役会長 齋藤 紀彦は、社外取締役です。

2. 監査役 川住 昌光、監査役 清原 桂子及び監査役 西川 秀昭は、社外監査役です。

3. 平成30年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

4. 平成30年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成34年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における迅速な意思決定、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが最重要課題のひとつであると認識しています。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めています。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成され、監査役が出席し、当社取締役会規程に基づき、原則として毎月1回開催として、必要に応じて随時開催しています。取締役会では、法令及び定款で定められた事項その他業務執行に関する重要な事項を決議するとともに、取締役の職務の執行の監督を行い、法令に定められた事項のほか必要と認められる事項について報告を受けています。なお、社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はありません。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名が社外監査役です。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っています。

当社監査役会規程に基づき、監査役会を原則として毎月1回開催する事とし、必要に応じ随時開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っています。なお、社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はありません。

(c) その他

当社では経営会議を原則として毎月2回開催しています。経営会議は、取締役及び執行役員で構成され、監査役が出席し、会社の経営に関する基本的事項について協議調整を行っています。

② 会社の内部統制システムの整備状況

(a) 西日本高速道路株式会社コンプライアンス委員会

当社グループの役員、執行役員及び従業員の遵法精神の徹底とより高度な倫理観の確立を図り、グループの秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止に資するため本社に設置しています。

(b) コンプライアンス通報・相談窓口

自律的に社内秩序や規律の維持を図り、不祥事の未然防止を図るため、社内及び弁護士事務所に設置しています。

(c) NEXCO西日本グループ行動憲章

役員、執行役員及び従業員が様々な局面で実践すべき行動指針として制定しています。

(d) 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議しており、その内容は次のとおりです（当初：平成18年5月2日、最終改正：平成28年3月17日）。

(i) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である「NEXCO西日本グループ行動憲章（以下「行動憲章」といいます。）」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、「グループ理念」の実現を目指し、適正に職務を遂行します。

取締役会は、独立性を有する社外取締役を含む全取締役で構成し、定例の取締役会を原則として月1回開催して重要事項の決議を行うほか、定期的に業務執行状況の報告を行います。

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

コンプライアンス通報・相談窓口を社内及び社外（弁護士）に設置し、不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然として対応し、断固としてこれを排除します。また、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重します。

(ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに、適切な情報開示に努めます。

(iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

道路構造物等の安全性・健全性を含む高速道路の安全・安心、お客さま・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、当社の経営リスクに関して、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメント基本方針に基づく適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、同委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対策を行い、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図ります。

入札契約手続については、綱紀保持に関する規定等を遵守し、公共性の高い高速道路事業に携わることへの社会的責任の重さを常に認識して職務に取り組むとともに、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的で開催するなど、透明性・公正性の確保に努めます。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、危機管理防災専門部署が中心となって策定した事業継続計画（BCP）を活用するとともに、自治体等との包括協定・災害協力協定等に基づく連携を図り、グループ全体での災害対応力の強化を図ります。

(iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保します。

取締役は、組織規程や権限・責任規程等の社内規程に基づき、その職務分担と各職位の権限・責任を明確にし、効率的な職務執行を行います。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議します。

(v) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内へ恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告します。

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、コンプライアンス委員会を定期的で開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図ります。通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図ります。

(vi) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、「グループ理念」に掲げる社会に貢献するグループを目指します。また、グループの運営に係る規則等に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営及び業務執行に関する重要事項について協議又は報告を求めるなど、グループの業務を適正かつ効率的に運営するとともに、グループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にします。

監査部は、業務の適正かつ効率的な執行の確保、内部統制の確立を支援するため、定期的に監査を実施します。また監査役が必要に応じて業務状況等を調査・確認できる体制を構築します。

グループ共通のリスクマネジメント並びに社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

(vii) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助する専任の使用人を置くこととし、監査役から当該使用人の充実に求められた場合は、これを尊重します。

(viii) 前記の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、その職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重します。

- (ix) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行います。
 また、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行います。
 さらに、監査役を構成員に含む経営リスク管理委員会において、経営に影響を及ぼす恐れのある当社及び子会社の各種リスクを把握するとともに、当該委員会の定めに基づき、監査役へ適切にリスクを報告する体制を構築します。
 監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いはありません。
- (x) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営会議に報告します。
 また、監査役と取締役との意見交換を定期的実施するほか監査役と監査部及び会計監査人との定期的な情報交換を実施するとともに、監査役が、その監査が実効的に行われることを確保するため、重要な会議への出席など必要な措置を求めた場合は、これを尊重します。
 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払の請求等をしたときは、適切に当該費用の処理を行います。

(e) その他

取締役、監査役及び使用人の法令遵守及び倫理意識の向上を図るために、グループのコンプライアンスの仕組みを説明した資料を整備し周知を図るとともに、グループの各社に対しても同様に周知を図っています。

③ 監査役監査の状況

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針及び監査の計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しています。また、当社は、監査役職務補助担当の専属組織として監査役室を設けています。監査役室所属従業員については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともにその人事異動については監査役の意見を尊重することとしており、取締役からの独立性を確保しています。

また、監査役監査を効率的に行うため、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれの監査結果について意見交換等をするなど連携に努めています。

さらに、取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行うとともに、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合、速やかに当該事項について説明又は報告を行うこととしています。

④ 内部監査の状況

当社は、内部監査部門として監査部を設置し、監査部長1名と他7名の従業員を置いて、当社内部監査規程に基づき、会社業務全般にわたり内部監査を行っています。

⑤ 会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しています。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、正確で監査し易い環境を整備しています。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりです。

業務を遂行した公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定有限責任社員・ 業務執行社員	林 由佳	新日本有限責任監査法人
	守谷 義広	

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

2. 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他13名です。

⑥ 社外取締役及び社外監査役

社外取締役は1名、社外監査役は3名です。

社外取締役1名及び社外監査役3名と提出会社とは、有価証券報告書提出日現在において、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬

		年間報酬総額 (千円)
取締役 (8名)	社内 (7名)	114,540
	社外 (1名)	—
監査役 (4名)	社内 (0名)	—
	社外 (4名)	29,340

- (注) 1. 上記員数には、平成29年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいません。
2. 上記のほか、役員退職慰労引当金11,395千円(取締役8,991千円、監査役2,394千円)を当事業年度にて計上しています。
3. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えています。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に影響を及ぼすおそれのあるリスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取り組んでおり、経営リスク管理委員会を設置し、リスクの抽出、要因の特定及び分析並びにリスク対応戦略の策定、実施及び評価等を行い、経営への影響を最小限に抑制し社会的責任を果たすよう、体制の構築を図っています。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、社会から信頼されるグループを目指すものとし、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営し、またグループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にしています。

また、グループ共通のリスクマネジメント体制及びコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図っています。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めています。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めています。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者も含まれます。)及び監査役(監査役であった者も含まれます。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものです。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつ

て行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(10) 会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。

なお、有価証券報告書提出日までに、当該契約を締結した実績はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	67	10	67	10
連結子会社	13	4	14	4
計	80	14	82	14

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、非監査業務であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っています。

(当連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、非監査業務であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っています。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を定めていませんが、当社の事業規模から合理的監査日数等を勘案したうえで、決定しています。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が開催する研修へ参加し、情報の収集に努めています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	138,401	113,932
高速道路事業営業未収入金	75,079	84,687
短期貸付金	10,038	5,026
有価証券	57,099	109,000
仕掛道路資産	825,218	518,249
その他	55,509	54,079
貸倒引当金	△12	△14
流動資産合計	1,161,335	884,961
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	111,192	119,341
減価償却累計額	△36,002	△39,309
減損損失累計額	△90	△90
建物及び構築物（純額）	75,099	79,941
機械装置及び運搬具	150,842	171,208
減価償却累計額	△88,597	△96,746
機械装置及び運搬具（純額）	62,245	74,462
土地	85,551	85,692
その他	34,432	34,612
減価償却累計額	△16,903	△18,966
その他（純額）	17,529	15,645
有形固定資産合計	240,425	255,742
無形固定資産	9,668	10,456
投資その他の資産		
長期前払費用	2,440	2,528
退職給付に係る資産	1,170	641
その他	※2 22,544	※2 15,714
貸倒引当金	△277	△225
投資その他の資産合計	25,877	18,658
固定資産合計	275,971	284,857
繰延資産	1,235	1,049
資産合計	※1 1,438,542	※1 1,170,868

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,696	16,027
高速道路事業営業未払金	173,276	244,786
1年内返済予定の長期借入金	0	0
未払法人税等	5,088	1,315
受託業務前受金	5,068	2,775
前受金	70	13
賞与引当金	3,696	3,945
回数券払戻引当金	42	42
その他	33,641	61,057
流動負債合計	237,581	329,963
固定負債		
道路建設関係社債	※1 490,000	※1 510,000
道路建設関係長期借入金	407,540	29,004
長期借入金	79	78
役員退職慰労引当金	344	377
ETCマイレージサービス引当金	9,144	8,914
退職給付に係る負債	92,153	69,741
その他	21,872	23,761
固定負債合計	1,021,134	641,879
負債合計	1,258,716	971,842
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	90,709	113,734
株主資本合計	193,706	216,731
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△17	△32
為替換算調整勘定	17	13
退職給付に係る調整累計額	△14,046	△17,866
その他の包括利益累計額合計	△14,046	△17,886
非支配株主持分	165	180
純資産合計	179,826	199,025
負債・純資産合計	1,438,542	1,170,868

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益	935,296	1,621,315
営業費用		
道路資産賃借料	533,265	551,144
高速道路等事業管理費及び売上原価	312,909	984,951
販売費及び一般管理費	※1 79,623	※1 80,345
営業費用合計	※2 925,797	※2 1,616,441
営業利益	9,498	4,873
営業外収益		
受取利息	34	24
受取配当金	13	13
負ののれん償却額	415	415
持分法による投資利益	209	232
土地物件貸付料	596	621
工事負担金等受入額	101	295
固定資産受贈益	12	302
その他	788	883
営業外収益合計	2,172	2,788
営業外費用		
支払利息	49	58
損害賠償金	66	59
たな卸資産処分損	80	69
工事負担金	—	33
その他	54	50
営業外費用合計	250	271
経常利益	11,419	7,390
特別利益		
固定資産売却益	※3 374	※3 35
投資有価証券売却益	65	—
保険解約返戻金	98	—
厚生年金基金代行返上益	—	27,129
その他	0	0
特別利益合計	539	27,164
特別損失		
固定資産売却損	※4 21	※4 120
固定資産除却損	※5 66	※5 33
退職給付制度改定損	37	—
その他	23	22
特別損失合計	149	176
税金等調整前当期純利益	11,810	34,378
法人税、住民税及び事業税	4,887	2,381
法人税等調整額	△9,013	8,957
法人税等合計	△4,126	11,338
当期純利益	15,937	23,039
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	△14	14
親会社株主に帰属する当期純利益	15,951	23,024

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	15,937	23,039
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△41	△7
為替換算調整勘定	△0	△4
退職給付に係る調整額	7,230	△3,883
持分法適用会社に対する持分相当額	△102	54
その他の包括利益合計	※1 7,087	※1 △3,840
包括利益	23,024	19,199
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,038	19,184
非支配株主に係る包括利益	△14	14

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	74,754	177,751
会計方針の変更による 累積的影響額			3	3
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,500	55,497	74,758	177,755
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,951	15,951
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	15,951	15,951
当期末残高	47,500	55,497	90,709	193,706

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	19	17	△21,170	△21,133	179	156,797
会計方針の変更による 累積的影響額						3
会計方針の変更を反映した 当期首残高	19	17	△21,170	△21,133	179	156,801
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						15,951
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△36	△0	7,124	7,087	△14	7,072
当期変動額合計	△36	△0	7,124	7,087	△14	23,024
当期末残高	△17	17	△14,046	△14,046	165	179,826

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	90,709	193,706
会計方針の変更による 累積的影響額				—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,500	55,497	90,709	193,706
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			23,024	23,024
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	23,024	23,024
当期末残高	47,500	55,497	113,734	216,731

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△17	17	△14,046	△14,046	165	179,826
会計方針の変更による 累積的影響額						—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△17	17	△14,046	△14,046	165	179,826
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						23,024
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△15	△4	△3,820	△3,840	14	△3,825
当期変動額合計	△15	△4	△3,820	△3,840	14	19,199
当期末残高	△32	13	△17,866	△17,886	180	199,025

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,810	34,378
減価償却費	21,562	24,113
負ののれん償却額	△415	△415
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△41	△50
賞与引当金の増減額 (△は減少)	122	248
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△19	33
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	△252	△229
退職給付に係る資産及び負債の増減額	3,798	△24,939
受取利息及び受取配当金	△47	△37
支払利息	3,316	3,212
持分法による投資損益 (△は益)	△209	△232
固定資産売却損益 (△は益)	△352	85
固定資産除却損	2,423	1,232
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,420	△7,579
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△194,919	304,439
仕入債務の増減額 (△は減少)	△15,443	69,668
未払又は未収消費税等の増減額	5,640	29,084
その他	△7,110	△350
小計	△176,557	432,662
利息及び配当金の受取額	57	150
利息の支払額	△3,296	△3,193
法人税等の支払額	△3,767	△5,867
法人税等の還付額	132	108
営業活動によるキャッシュ・フロー	△183,432	423,861
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△58	△56
定期預金の払戻による収入	90	56
有価証券の償還による収入	—	100
固定資産の取得による支出	△31,939	△40,666
固定資産の売却による収入	636	136
投資有価証券の売却による収入	209	1
関係会社株式の取得による支出	—	△555
その他	△42	△34
投資活動によるキャッシュ・フロー	△31,103	△41,018
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	29,001
短期借入金の返済による支出	—	△29,001
長期借入れによる収入	205,354	180,218
長期借入金の返済による支出	△127,133	△558,756
道路建設関係社債発行による収入	184,447	289,421
道路建設関係社債償還による支出	△11,376	△270,000
その他	△1,044	△1,194
財務活動によるキャッシュ・フロー	250,249	△360,309
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	35,712	22,530
現金及び現金同等物の期首残高	169,652	205,365
現金及び現金同等物の期末残高	*1 205,365	*1 227,895

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローの長期借入金の返済による支出△127,133百万円及び道路建設関係社債償還による支出△11,376百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△127,132百万円及び△11,376百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△194,919百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額132,469百万円が含まれています。

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローの短期借入金の返済による支出△29,001百万円、長期借入金の返済による支出△558,756百万円及び道路建設関係社債償還による支出△270,000百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△29,001百万円、△558,755百万円及び△270,000百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額304,439百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額800,250百万円が含まれています。

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 26社

主要な連結子会社の名称
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

沖縄道路サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名
沖縄道路サービス(株)

(2) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名
九州高速道路ターミナル(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社（T S K(株)）は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券
時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

⑤ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(8) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する期間の見積りが可能なものは、その見積年数で均等償却しています。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しています。

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しています。

平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しています。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(10) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成30年3月30日 企業会計基準第29号)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成30年3月30日 企業会計基準適用指針第30号)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を認識する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「工事負担金等受入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「固定資産受贈益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた903百万円は、「工事負担金等受入額」101百万円、「固定資産受贈益」12百万円、「その他」788百万円として組替えています。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「未払又は未収消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた△1,470百万円は、「未払又は未収消費税等の増減額」5,640百万円、「その他」△7,110百万円として組替えています。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
道路建設関係社債	490,000百万円 (額面額 490,000百万円)	510,000百万円 (額面額 510,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	165,400	353,400

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資その他の資産(その他)	3,860百万円	4,561百万円
うち、共同支配企業に対する投資の金額	2,620	3,312

3 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	661,000百万円	511,000百万円
東日本高速道路株式会社	4	—
中日本高速道路株式会社	7	7
計	661,012	511,007

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	443,754百万円	1,185,315百万円

4 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額	140,000百万円	140,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	140,000	140,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給与手当	10,402百万円	10,729百万円
賞与引当金繰入額	740	761
役員退職慰労引当金繰入額	104	117
E T Cマイレージサービス引当金 繰入額	9,144	8,914
退職給付費用	2,507	1,968
利用促進費	38,876	39,043

※2 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	1,255百万円	1,503百万円

※3 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	3百万円	—百万円
機械装置及び運搬具	15	21
土地	355	12
その他	0	0
計	374	35

※4 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	3百万円	—百万円
機械装置及び運搬具	0	4
土地	18	79
その他	0	36
計	21	120

※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	45百万円	29百万円
機械装置及び運搬具	0	2
その他	18	2
無形固定資産	1	0
計	66	33

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	0百万円	△7百万円
組替調整額	△60	—
税効果調整前	△59	△7
税効果額	18	—
その他有価証券評価差額金	△41	△7
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△0	△4
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	2,473	△9,176
組替調整額	3,251	6,120
税効果調整前	5,724	△3,056
税効果額	1,506	△826
退職給付に係る調整額	7,230	△3,883
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△102	54
その他の包括利益合計	7,087	△3,840

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	138,401百万円	113,932百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付 現先(短期貸付金勘定)	10,000	5,000
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	57,000	109,000
計	205,401	227,932
預入期間3ヶ月超の定期預金(現 金及び預金勘定)	△36	△36
現金及び現金同等物	205,365	227,895

2 新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	467,137百万円	466,337百万円
1年超	18,295,041	17,710,458
合計	18,762,178	18,176,796

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	435百万円	440百万円
1年超	967	959
合計	1,402	1,400

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しています。また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関係会社株式含む）です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、1年以内の支払期日となっています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る社債であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について社内規程に基づき、各部署が主要の取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注)2. 参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	138,401	138,401	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 (*)	75,079 △12		
	75,067	75,067	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	57,099	57,099	—
資産計	270,568	270,568	—
(1) 高速道路事業営業未払金	173,276	173,276	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	0	0	△0
(3) 道路建設関係社債	490,000	500,104	10,104
(4) 道路建設関係長期借入金	407,540	407,733	192
(5) 長期借入金	79	109	29
負債計	1,070,897	1,081,223	10,325

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	113,932	113,932	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 (*)	84,687 △14		
	84,673	84,673	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	109,000	109,000	—
資産計	307,605	307,605	—
(1) 高速道路事業営業未払金	244,786	244,786	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	0	0	0
(3) 道路建設関係社債	510,000	519,646	9,646
(4) 道路建設関係長期借入金	29,004	29,046	42
(5) 長期借入金	78	103	24
負債計	783,870	793,583	9,713

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	4,173	4,866

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	137,461	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	75,079	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券	100	—	—	—
(2) その他	57,000	—	—	—
合計	269,641	—	—	—

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	112,726	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	84,687	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券	—	—	—	—
(2) その他	109,000	—	—	—
合計	306,414	—	—	—

4. 社債、道路建設関係長期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	—	—	—	490,000
道路建設関係長期 借入金	—	5,193	—	72,146	258,000	72,200
長期借入金	0	0	0	0	0	77
合計	0	5,194	0	72,146	258,000	562,277

当連結会計年度（平成30年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	—	—	45,000	465,000
道路建設関係長期 借入金	—	—	—	—	28,584	419
長期借入金	0	0	0	0	0	76
合計	0	0	0	0	73,585	465,496

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成29年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	99	100	△0
	(3) その他	57,000	57,000	—
	小計	57,099	57,100	△0
合計		57,099	57,100	△0

当連結会計年度 (平成30年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	109,000	109,000	—
	小計	109,000	109,000	—
合計		109,000	109,000	—

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	209	65	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	209	65	—

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	1	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1	—	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要なデリバティブ取引はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要なデリバティブ取引はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。

また、当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しています。

なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首における退職給付債務	143,181百万円	141,202百万円
勤務費用	3,948	4,029
利息費用	1,020	679
数理計算上の差異の当期発生額	216	7,368
過去勤務費用の当期発生額	△3,349	958
退職給付の支払額	△3,815	△2,811
厚生年金基金の代行返上による減少額	—	△33,456
期末における退職給付債務	141,202	117,970

(注) 当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準適用指針第25号) 第46項を適用し、当連結会計年度において27,129百万円を特別利益として計上しています。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首における年金資産	50,493百万円	50,583百万円
期待運用収益	808	828
数理計算上の差異の当期発生額	△324	△2,907
事業主からの拠出額	2,583	2,732
退職給付の支払額	△3,112	△2,120
その他(注)	136	212
期末における年金資産	50,583	49,330

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額です。

(3) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首における退職給付に係る負債	221百万円	364百万円
退職給付費用	370	429
退職給付制度改定損	37	—
退職給付の支払額	△87	△115
制度への拠出額	△178	△217
期末における退職給付に係る負債	364	460

(4) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	108,159百万円	81,389百万円
年金資産	△51,713	△50,515
	56,446	30,874
非積立型制度の退職給付債務	34,537	38,226
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,983	69,100
退職給付に係る負債	92,153	69,741
退職給付に係る資産	△1,170	△641
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,983	69,100

(5) 退職給付に関連する損益

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	3,948百万円	4,029百万円
利息費用	1,020	679
期待運用収益	△808	△828
数理計算上の差異の当期の費用処理額	3,391	11,233
過去勤務費用の当期の費用処理額	△474	△3,056
簡便法で計算した退職給付費用	370	429
その他(注)	△154	△239
退職給付費用	7,294	12,246

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額の控除等をしています。

(6) その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	△2,874百万円	4,014百万円
数理計算上の差異	△2,849	△958
合計	△5,724	3,056

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	△3,217百万円	797百万円
未認識数理計算上の差異	18,908	17,950
合計	15,691	18,747

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
債券	18%	28%
株式	11	20
短期資産	28	4
生命保険 一般勘定	10	10
代行返上に伴う責任準備金相当額の前納分	30	27
その他	3	11
合計	100	100

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
割引率	0.00～1.50%	0.05～1.50%
長期期待運用収益率	0.00～4.40%	0.00～6.30%
予想昇給率	1.50～7.70%	1.50～7.70%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含みます。）への要拠出額は、前連結会計年度384百万円、当連結会計年度415百万円です。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項については、重要性が乏しいため記載を省略しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	25,746百万円	17,117百万円
E T Cマイレージサービス引当金	2,796	2,726
継続損益工事費	2,696	2,177
賞与引当金	1,208	1,282
連結会社間内部利益消去	1,190	1,197
減価償却費	848	874
事業税	797	524
ハイウェイカード前受金	0	0
その他	3,573	4,625
繰延税金資産小計	38,858	30,525
評価性引当額	△21,134	△22,689
繰延税金資産合計	17,723	7,835
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△363	△180
資産除去債務に対応する除去費用	△29	△20
その他	△235	△322
繰延税金負債合計	△628	△524
繰延税金資産の純額	17,095	7,311

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	5,351百万円	4,576百万円
固定資産－繰延税金資産	12,024	2,971
流動負債－繰延税金負債	—	—
固定負債－繰延税金負債	△279	△236

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.8%	30.8%
評価性引当額	△68.1	2.0
住民税均等割	1.4	0.4
税額控除	△0.8	△0.1
負ののれん償却額	△1.1	△0.4
持分法による投資利益	△0.5	△0.2
その他	3.4	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△34.9	33.0

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有しています。また、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。なお、賃貸オフィスビルやサービスエリア、パーキングエリアの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としています。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	3,892	3,822
期中増減額	△70	△38
期末残高	3,822	3,784
期末時価	3,446	3,460
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	90,915	91,450
期中増減額	534	1,465
期末残高	91,450	92,915
期末時価	80,556	82,275

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(527百万円)及び建設仮勘定(3,368百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,759百万円)及び減損損失(1百万円)です。当連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(2,805百万円)及び建設仮勘定(4,938百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,832百万円)及び減損損失(1百万円)です。
3. 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した金額です。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	961	958
賃貸費用	574	577
差額	386	380
その他(売却損益等)	4	2
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
賃貸収益	33,637	33,125
賃貸費用	28,091	28,117
差額	5,545	5,008
その他(売却損益等)	△8	△71

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上していません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	881,186	9,199	33,483	923,869	11,426	935,296	—	935,296
セグメント間の 内部売上高又は振替高	30	—	52	82	1,157	1,239	△1,239	—
計	881,217	9,199	33,535	923,951	12,583	936,535	△1,239	935,296
セグメント利益又は 損失(△)	2,810	105	5,528	8,444	1,076	9,521	△23	9,498
セグメント資産	1,046,749	11,241	115,057	1,173,048	16,714	1,189,763	248,778	1,438,542
その他の項目								
減価償却費	16,281	0	2,088	18,371	575	18,946	2,615	21,562
持分法適用会社への 投資額	2,198	—	917	3,115	744	3,860	—	3,860
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	29,812	—	2,661	32,474	407	32,882	3,180	36,063

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。
2. 調整額は以下のとおりです。
- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△23百万円には、セグメント間取引消去△23百万円が含まれています。
- (2) セグメント資産の調整額248,778百万円には、債権の相殺消去△18,668百万円、全社資産267,447百万円が含まれています。
- (3) 減価償却費の調整額2,615百万円は、全社資産の減価償却費です。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,180百万円は、全社資産の増加額です。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	S A ・ P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,567,965	12,002	32,938	1,612,905	8,409	1,621,315	—	1,621,315
セグメント間の 内部売上高又は振替高	32	—	89	121	1,369	1,491	△1,491	—
計	1,567,997	12,002	33,027	1,613,027	9,779	1,622,806	△1,491	1,621,315
セグメント利益又は 損失(△)	△1,168	△60	4,996	3,766	1,134	4,901	△27	4,873
セグメント資産	767,786	10,632	117,996	896,414	15,945	912,360	258,507	1,170,868
その他の項目								
減価償却費	18,543	0	2,056	20,599	545	21,144	2,968	24,113
持分法適用会社への 投資額	2,374	—	929	3,304	1,257	4,561	—	4,561
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	33,438	—	4,020	37,458	703	38,161	4,061	42,223

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。
2. 調整額は以下のとおりです。
- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△27百万円には、セグメント間取引消去△27百万円が含まれています。
- (2) セグメント資産の調整額258,507百万円には、債権の相殺消去△19,866百万円、全社資産278,374百万円が含まれています。
- (3) 減価償却費の調整額2,968百万円は、全社資産の減価償却費です。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,061百万円は、全社資産の増加額です。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	745,776	132,469	57,050	935,296

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	764,345	800,250	56,719	1,621,315

2. 地域ごとの情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	132,469	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	800,250	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	14	14
当期末残高	213	213

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	415	415
当期末残高	4,447	4,447

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	14	14
当期末残高	199	199

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	415	415
当期末残高	4,032	4,032

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等
前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	横浜市西区	5,571,386	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	533,265	高速道路事業営業未払金	79,585
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡 (注2)	132,469	高速道路事業営業未収入金	3,756
							債務の引渡及び債務保証 (注3)	138,532	-	-
						借入金連帯債務	債務保証 (注4) (注5)	966,222	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路株	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証 (注5)	4	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等 (注6)	47,812	高速道路事業営業未払金	8,399
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路株	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証 (注5)	7	-	-

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	横浜市西区	5,612,436	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	551,144	高速道路事業営業未払金	105,912
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡 (注2)	800,250	高速道路事業営業未収入金	8,748
							債務の引渡及び債務保証 (注3)	823,561	-	-
						借入金連帯債務	債務保証 (注4) (注5)	872,754	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路株	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証 (注5)	-	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等 (注6)	52,633	高速道路事業営業未払金	9,143
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路株	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証 (注5)	7	-	-

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間の道路資産の貸付料を含む協定に基づいて決定しています。
2. 道路整備特別措置法第51条の規定により、道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。ただし、平成28年熊本地震復旧作業に伴う無利子借入34,195百万円について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っていないため、当連結会計年度の取引金額には含んでいません。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
5. 日本道路公団民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、相互の取り決めにより、精算処理を行っています。
7. 取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	167.91円	242.37円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	15,951	23,024
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	15,951	23,024
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,891.16円	2,093.11円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	179,826	199,025
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	165	180
(うち非支配株主持分)(百万円)	(165)	(180)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	179,660	198,845
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成30年3月22日開催の取締役会の決議（社債400,000百万円以内）に基づき、平成30年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第40回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	30,000百万円
利率	年0.005パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成30年5月21日
償還期日	平成32年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第41回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	40,000百万円
利率	年0.080パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成30年5月21日
償還期日	平成35年3月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	西日本高速道路株式会社 第18回社債	平成 25. 5. 20	25,000	25,000	0.893	有	平成 35. 3. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第19回社債	平成 25. 9. 5	25,000	25,000	0.842	有	平成 35. 6. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第20回社債	平成 25. 11. 13	25,000	25,000	0.759	有	平成 35. 9. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第21回社債	平成 26. 2. 13	25,000	25,000	0.754	有	平成 35. 12. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第22回社債	平成 26. 5. 19	25,000	25,000	0.744	有	平成 36. 3. 19
当社	西日本高速道路株式会社 第23回社債	平成 26. 9. 3	25,000	25,000	0.602	有	平成 36. 6. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第24回社債	平成 26. 11. 18	25,000	25,000	0.609	有	平成 36. 9. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第25回社債	平成 27. 2. 10	25,000	25,000	0.524	有	平成 36. 12. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第26回社債	平成 27. 5. 21	25,000	25,000	0.604	有	平成 37. 5. 21
当社	西日本高速道路株式会社 第27回社債	平成 27. 9. 2	30,000	30,000	0.580	有	平成 37. 9. 2
当社	西日本高速道路株式会社 第28回社債	平成 27. 11. 5	25,000	25,000	0.566	有	平成 37. 11. 5
当社	西日本高速道路株式会社 第29回社債	平成 28. 2. 12	25,000	25,000	0.310	有	平成 38. 2. 12
当社	西日本高速道路株式会社 第30回社債	平成 28. 5. 23	35,000	35,000	0.170	有	平成 38. 5. 22
当社	西日本高速道路株式会社 第31回社債	平成 28. 8. 29	60,000	60,000	0.175	有	平成 38. 8. 28
当社	西日本高速道路株式会社 第32回社債	平成 28. 10. 19	40,000	40,000	0.200	有	平成 38. 10. 19
当社	西日本高速道路株式会社 第33回社債	平成 28. 12. 14	25,000	25,000	0.270	有	平成 38. 12. 14
当社	西日本高速道路株式会社 第34回社債	平成 29. 2. 16	25,000	25,000	0.335	有	平成 39. 2. 16
当社	西日本高速道路株式会社 第2回社債	平成 30. 3. 2	—	20,000	0.090	有	平成 35. 3. 2
合計	—	—	490,000	510,000	—	—	—

連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	45,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	0	0	2.20	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,030	890	—	—
道路建設関係長期借入金	407,540	29,004	0.34	平成33.2.26～ 平成35.2.28
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	79	78	5.19	平成37.4.30～ 平成45.8.26
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,389	1,349	—	—
合計	410,040	31,324	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は558,755百万円です。

3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

一部の連結子会社はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していません。

4. 道路建設関係長期借入金、長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	—	—	—	28,584
長期借入金	0	0	0	0
リース債務	591	437	226	79

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	135,939	109,133
高速道路事業営業未収入金	75,079	84,687
未収入金	8,379	5,488
短期貸付金	19,540	13,838
リース投資資産（純額）	131	121
有価証券	57,000	109,000
仕掛道路資産	829,033	521,814
原材料	707	804
貯蔵品	1,324	1,293
受託業務前払金	4,811	4,345
前払金	2,172	3,664
前払費用	635	1,020
繰延税金資産	3,020	2,150
その他の流動資産	23,470	22,760
貸倒引当金	△12	△14
流動資産合計	1,161,233	880,110
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,288	2,306
減価償却累計額	△1,039	△1,127
建物（純額）	1,248	1,179
構築物	51,065	54,575
減価償却累計額	△10,507	△11,850
構築物（純額）	40,557	42,725
機械及び装置	118,765	134,935
減価償却累計額	△65,803	△71,070
機械及び装置（純額）	52,961	63,864
車両運搬具	25,311	28,290
減価償却累計額	△18,837	△20,862
車両運搬具（純額）	6,474	7,428
工具、器具及び備品	9,091	10,010
減価償却累計額	△5,882	△6,781
工具、器具及び備品（純額）	3,209	3,229
土地	495	495
リース資産	207	172
減価償却累計額	△131	△137
リース資産（純額）	75	34
建設仮勘定	6,216	4,896
有形固定資産合計	111,239	123,852
無形固定資産	3,995	4,879
高速道路事業固定資産合計	115,234	128,732

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	25,888	28,584
減価償却累計額	△9,706	△10,741
建物(純額)	16,181	17,843
構築物	7,025	7,890
減価償却累計額	△3,978	△4,239
構築物(純額)	3,047	3,650
機械及び装置	2,958	3,287
減価償却累計額	△1,470	△1,717
機械及び装置(純額)	1,488	1,569
工具、器具及び備品	419	470
減価償却累計額	△191	△245
工具、器具及び備品(純額)	228	225
土地	67,294	67,454
リース資産	84	51
減価償却累計額	△56	△47
リース資産(純額)	28	4
建設仮勘定	2,014	959
有形固定資産合計	90,283	91,709
無形固定資産	176	242
関連事業固定資産合計	90,459	91,951
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	10,330	10,956
減価償却累計額	△4,025	△4,121
建物(純額)	6,305	6,835
構築物	943	1,037
減価償却累計額	△512	△547
構築物(純額)	431	490
機械及び装置	280	388
減価償却累計額	△208	△249
機械及び装置(純額)	71	139
車両運搬具	0	0
減価償却累計額	△0	△0
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	3,693	4,741
減価償却累計額	△2,318	△2,804
工具、器具及び備品(純額)	1,375	1,936
土地	10,951	10,951
リース資産	5,620	5,539
減価償却累計額	△2,072	△2,136
リース資産(純額)	3,548	3,403
建設仮勘定	660	645
有形固定資産合計	23,343	24,401
無形固定資産	4,239	4,068
各事業共用固定資産合計	27,582	28,470

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	56	56
減価償却累計額	△16	△16
建物（純額）	39	39
構築物	16	16
減価償却累計額	△9	△9
構築物（純額）	6	6
土地	393	348
有形固定資産合計	438	393
その他の固定資産合計	438	393
投資その他の資産		
関係会社株式	6,104	6,659
投資有価証券	203	196
長期貸付金	2,653	2,479
長期前払費用	2,296	2,350
繰延税金資産	8,330	—
その他の投資等	※ ₃ 2,965	※ ₃ 4,270
貸倒引当金	△252	△202
投資その他の資産合計	22,299	15,752
固定資産合計	256,015	265,300
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,235	1,049
繰延資産合計	1,235	1,049
資産合計	※ ₁ 1,418,484	※ ₁ 1,146,459

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	204,309	272,628
1年以内返済予定長期借入金	0	0
リース債務	458	299
未払金	17,806	43,311
未払費用	739	622
未払法人税等	3,677	—
預り連絡料金	6,154	6,407
預り金	24,956	26,136
受託業務前受金	5,068	2,775
前受金	52	—
前受収益	7	5
賞与引当金	1,146	1,176
回数券払戻引当金	42	42
その他の流動負債	5,524	5,709
流動負債合計	※4 269,945	※4 359,116
固定負債		
道路建設関係社債	※1 490,000	※1 510,000
道路建設関係長期借入金	407,540	29,004
その他の長期借入金	9	8
リース債務	3,217	3,160
繰延税金負債	—	10
受入保証金	9,341	10,979
退職給付引当金	70,809	45,623
役員退職慰労引当金	76	77
ETCマイレージサービス引当金	9,144	8,914
資産除去債務	152	155
その他の固定負債	12	11
固定負債合計	990,303	607,945
負債合計	1,260,249	967,061
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	—	4,000
別途積立金	18,210	15,999
繰越利益剰余金	37,043	56,424
利益剰余金合計	55,254	76,424
株主資本合計	158,251	179,421
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△15	△23
評価・換算差額等合計	△15	△23
純資産合計	158,235	179,398
負債・純資産合計	1,418,484	1,146,459

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	745,967	764,553
道路資産完成高	132,469	800,250
受託業務収入	1	1
その他の売上高	974	980
営業収益合計	879,413	1,565,786
営業費用		
道路資産賃借料	533,265	551,144
道路資産完成原価	132,469	800,250
管理費用	212,343	219,094
受託業務費用	1	1
営業費用合計	878,079	1,570,491
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	1,333	△4,705
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	1,146	1,036
受託業務収入	8,052	10,966
SA・PA事業収入	10,529	10,545
その他の事業収入	1,258	1,659
営業収益合計	20,987	24,207
営業費用		
直轄高速道路事業費	1,146	1,047
受託業務費用	8,008	11,063
SA・PA事業費	7,524	7,855
その他の事業費用	1,286	1,473
営業費用合計	17,966	21,440
関連事業営業利益	3,020	2,766
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	4,354	△1,938
営業外収益		
受取利息	13	9
有価証券利息	30	21
受取配当金	※1 2,071	※1 3,759
土地物件貸付料	498	522
雑収入	580	1,120
営業外収益合計	3,194	5,435
営業外費用		
支払利息	3	3
損害賠償金	14	31
たな卸資産処分損	69	69
雑損失	21	21
営業外費用合計	108	125
経常利益	7,440	3,370

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※2 373	※2 33
厚生年金基金代行返上益	—	27,129
その他特別利益	0	0
特別利益合計	373	27,163
特別損失		
固定資産売却損	※3 21	※3 84
関係会社株式評価損	187	—
特別損失合計	209	84
税引前当期純利益	7,604	30,449
法人税、住民税及び事業税	2,590	70
法人税等調整額	△8,630	9,210
法人税等合計	△6,040	9,280
当期純利益	13,644	21,169

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)	
	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用				
1. 道路資産賃借料		533,265		551,144
2. 道路資産完成原価		132,469		800,250
3. 管理費用				
(1) 維持修繕費	91,276		96,041	
(2) 管理業務費	57,482		58,817	
(3) 一般管理費	63,585		64,236	
計		212,343		219,094
4. 受託業務費用		1		1
高速道路事業営業費用合計			878,079	
				1,570,491
II 関連事業営業費用				
1. 直轄高速道路事業費				
(1) 直轄高速道路資産完成原価	1,146		1,047	
計		1,146		1,047
2. 受託業務費用				
(1) 受託事業費	7,968		11,019	
(2) 一般管理費	40		44	
計		8,008		11,063
3. SA・PA事業費				
(1) SA・PA事業管理費	6,516		6,861	
(2) 一般管理費	1,007		993	
計		7,524		7,855
4. その他の事業費用				
(1) その他の事業管理費	1,128		1,319	
(2) 一般管理費	157		154	
計		1,286		1,473
関連事業営業費用合計			17,966	
				21,440
全事業営業費用合計			896,046	
				1,591,932

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

		前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 営業費用							
1 道路資産賃借料				533,265			551,144
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		5,798			12,119		
労務費		262			421		
外注費		755			1,813		
経費		3,245			2,740		
金利等		948			1,108		
一般管理費人件費		307			392		
一般管理費経費		310	11,628		437	19,033	
建設費							
材料費		47			854		
労務費		3,076			11,498		
外注費		104,504			711,819		
経費		1,994			24,994		
金利等		800			8,708		
一般管理費人件費		3,025			9,095		
一般管理費経費		3,216	116,664		9,590	776,560	
除却工事費用その他							
労務費		118			110		
外注費		3,810			4,303		
経費		22			27		
金利等		13			19		
一般管理費人件費		116			106		
一般管理費経費		94	4,176	132,469	90	4,657	800,250

		前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,595			4,354		
経費		86,680	91,276		91,686	96,041	
管理業務費							
人件費		1,930			1,814		
経費		55,551	57,482		57,003	58,817	
一般管理費							
人件費		8,318			7,979		
経費		55,266	63,585	212,343	56,256	64,236	219,094
4 受託業務費用				1			1
II 営業外費用							
支払利息			0			—	
損害賠償金			12			15	
たな卸資産処分損			34			56	
雑損失			15	63		13	86
III 特別損失							
固定資産売却損			2	2		4	4
高速道路事業営業費用等合計				878,146			1,570,582
IV 法人税、住民税及び事業税			936			54	
V 法人税等調整額			△7,850	△6,913		8,413	8,467
高速道路事業総費用合計				871,232			1,579,050

② 直轄高速道路事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	2	0.2	—	0.0
II 労務費		13	1.2	6	0.7
III 経費		1,131	98.6	1,041	99.3
当期総製造費用		1,146	100.0	1,047	100.0
期首受託業務前払金		—		—	
合計		1,146		1,047	
期末受託業務前払金		—		—	
直轄高速道路事業費		1,146		1,047	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算です。

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	1,050	外注費	966
調査費、測量費及び設計費	44	調査費、測量費及び設計費	43

③ 受託業務費用

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	0	0.0	—	0.0
II 労務費		240	2.5	172	1.6
III 経費		9,180	97.1	10,421	98.3
IV 一般管理費		39	0.4	3	0.1
当期総製造費用		9,460	100.0	10,597	100.0
期首受託業務前払金		3,359		4,811	
合計		12,820		15,409	
期末受託業務前払金		4,811		4,345	
受託業務費用	8,008		11,063		

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算です。

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	7,812	外注費	8,245
補償費	271	補償費	667

④ SA・PA事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	17	0.3	18	0.3
II 労務費		66	1.0	63	0.9
III 経費		6,433	98.7	6,779	98.8
SA・PA事業管理費		6,516	100.0	6,861	100.0

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	3,124	業務委託費	3,354
減価償却費	1,587	減価償却費	1,659

⑤ その他の事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※	2	0.3	1	0.1
II 経費		1,125	99.7	1,317	99.9
その他の事業管理費		1,128	100.0	1,319	100.0

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	338	業務委託費	538
租税公課	217	租税公課	225

⑥ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は次のとおりです。

前事業年度 合計64,790百万円

当事業年度 合計65,429百万円

このうち主なものは次のとおりです。

このうち主なものは次のとおりです。

役員退職慰労引当金繰入額	11百万円
賞与引当金繰入額	380百万円
退職給付費用	1,577百万円
減価償却費	1,201百万円
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	9,144百万円
利用促進費	38,765百万円

役員退職慰労引当金繰入額	11百万円
賞与引当金繰入額	367百万円
退職給付費用	1,089百万円
減価償却費	1,382百万円
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	8,914百万円
利用促進費	38,943百万円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本					評価・換算 差額等		純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	－	15,987	25,622	41,609	144,607	△14	△14	144,592
当期変動額								
跨道橋耐震対策積立金の積立				－	－			－
別途積立金の積立		2,223	△2,223	－	－			－
当期純利益			13,644	13,644	13,644			13,644
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△1	△1	△1
当期変動額合計	－	2,223	11,421	13,644	13,644	△1	△1	13,643
当期末残高	－	18,210	37,043	55,254	158,251	△15	△15	158,235

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
別途積立金の取崩				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本					評価・換算 差額等		純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	—	18,210	37,043	55,254	158,251	△15	△15	158,235
当期変動額								
跨道橋耐震対策積立金の積立	4,000		△4,000	—	—			—
別途積立金の取崩		△2,210	2,210	—	—			—
当期純利益			21,169	21,169	21,169			21,169
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△7	△7	△7
当期変動額合計	4,000	△2,210	19,380	21,169	21,169	△7	△7	21,162
当期末残高	4,000	15,999	56,424	76,424	179,421	△23	△23	179,398

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっています。
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

(2) 原材料・貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なります。

(2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(追加情報)

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準適用指針第25号)第46項を適用し、当事業年度の損益計算書において27,129百万円を特別利益として計上しています。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
道路建設関係社債	490,000百万円 (額面額 490,000百万円)	510,000百万円 (額面額 510,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	165,400	353,400

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	661,000百万円	511,000百万円
東日本高速道路株式会社	4	—
中日本高速道路株式会社	7	7
計	661,012	511,007

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	443,754百万円	1,185,315百万円

※3 関門トンネル事業履行義務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に対する履行義務の前払い又は国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。なお、当事業年度末においては、国に対する履行義務の前払いとして、3,140百万円をその他の投資等に含めて計上しています。

※4 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
関係会社に対する流動負債 合計額	59,569百万円	57,287百万円

5 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額	140,000百万円	140,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	140,000	140,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
関係会社より受取配当金	2,068百万円	3,753百万円

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	3百万円	—百万円
構築物	0	—
機械及び装置	0	0
車両運搬具	13	21
土地	355	12
計	373	33

※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	3百万円	—百万円
構築物	0	—
車両運搬具	—	4
工具、器具及び備品	—	0
土地	18	79
計	21	84

(有価証券関係)

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式4,336百万円、関連会社株式1,767百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式4,333百万円、関連会社株式2,326百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
継続損益工事費	2,696百万円	2,177百万円
賞与引当金	353	359
退職給付引当金	21,653	13,951
E T Cマイレージサービス引当金	2,796	2,726
事業税	713	435
繰延資産	28	14
ハイウェイカード前受金	0	0
E T C前受金	10	9
減価償却費	745	785
その他	2,150	2,501
繰延税金資産小計	31,148	22,960
評価性引当額	△19,778	△20,810
繰延税金資産合計	11,370	2,150
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△20	△10
繰延税金負債合計	△20	△10
繰延税金資産の純額	11,350	2,140

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。
(調整)		
評価性引当額	△104.7	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.4	
住民税均等割	0.8	
源泉所得税	5.6	
税額控除による影響額	△6.2	
税率変更による繰延税金資産影響額	—	
法人税戻入等	△0.2	
その他	2.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△79.4	

(企業結合等関係)

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,665.64円	1株当たり純資産額	1,888.41円
1株当たり当期純利益金額	143.63円	1株当たり当期純利益金額	222.84円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	13,644	21,169
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	13,644	21,169
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成30年3月22日開催の取締役会の決議（社債400,000百万円以内）に基づき、平成30年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第40回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	30,000百万円
利率	年0.005パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成30年5月21日
償還期日	平成32年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第41回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	40,000百万円
利率	年0.080パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成30年5月21日
償還期日	平成35年3月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

④【附属明細表】
【有価証券明細表】
【その他】

種類及び銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	109,000	109,000
計			109,000	109,000

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)	
高速道路 事業	有形固定資産	建物	2,288	30	12	2,306	—	1,127	97	1,179
		構築物	51,065	3,934	425	54,575	—	11,850	1,489	42,725
		機械及び装置	118,765	22,129	5,958	134,935	—	71,070	10,449	63,864
		車両運搬具	25,311	3,542	563	28,290	—	20,862	2,552	7,428
		工具、器具及び 備品	9,091	1,060	141	10,010	—	6,781	1,026	3,229
		土地	495	0	0	495	—	—	—	495
		リース資産	207	—	34	172	—	137	40	34
		建設仮勘定	6,216	33,646	34,966	4,896	—	—	—	4,896
	計	213,441	64,344	42,102	235,683	—	111,830	15,657	123,852	
	無形固定資産	16,344	2,049	—	18,394	—	13,515	1,165	4,879	
合計	229,786	66,393	42,102	254,077	—	125,345	16,822	128,732		
関連事業	有形固定資産	建物	25,888	2,797	101	28,584	—	10,741	1,102	17,843
		構築物	7,025	918	53	7,890	—	4,239	298	3,650
		機械及び装置	2,958	387	58	3,287	—	1,717	261	1,569
		工具、器具及び 備品	419	65	14	470	—	245	63	225
		土地	67,294	263	102	67,454	—	—	—	67,454
		リース資産	84	—	32	51	—	47	12	4
		建設仮勘定	2,014	5,133	6,188	959	—	—	—	959
		計	105,686	9,565	6,551	108,700	—	16,991	1,738	91,709
	無形固定資産	459	141	94	506	—	264	43	242	
合計	106,145	9,707	6,645	109,207	—	17,255	1,782	91,951		
各事業共 用	有形固定資産	建物	10,330	1,066	440	10,956	—	4,121	386	6,835
		構築物	943	108	13	1,037	—	547	43	490
		機械及び装置	280	109	0	388	—	249	30	139
		車両運搬具	0	—	—	0	—	0	—	0
		工具、器具及び 備品	3,693	1,072	24	4,741	—	2,804	492	1,936
		土地	10,951	—	—	10,951	—	—	—	10,951
		リース資産	5,620	314	395	5,539	—	2,136	449	3,403
		建設仮勘定	660	5,455	5,470	645	—	—	—	645
		計	32,481	8,126	6,345	34,262	—	9,861	(779) 1,401	(13,577) 24,401
	無形固定資産	14,946	1,245	63	(9,528) 16,127	—	12,058	1,353	4,068	
合計	47,427	9,371	6,409	50,390	—	21,920	2,754	28,470		

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
その他の 固定資産	建物	56	—	—	56	—	16	—	39
	構築物	16	—	—	16	—	9	—	6
	土地	393	16	61	348	—	—	—	348
	合計	465	16	61	420	—	26	(—)	(219)
		—	—	—	—	—	—	—	393
投資その他の資産	長期前払費用	6,754	634	37	7,351	—	5,001	577	2,350
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	1,506	578	633	1,451	—	402	143	1,049
	繰延資産計	1,506	578	633	1,451	—	402	143	1,049

- (注) 1. ()内は、高速道路事業配賦分を表示しています。
2. 各事業共用固定資産の主なものは社宅及び社屋等です。
3. 配賦基準は勤務時間比によっています。
4. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置並びに建設仮勘定）の当期増加額の主なものは、料金收受機械及びE T C装置19,106百万円の取得等によるものです。
5. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置）の当期減少額の主なものは、料金收受機械及びE T C装置5,567百万円の処分等によるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	265	125	112	62	216
賞与引当金	1,146	1,176	1,146	—	1,176
回数券払戻引当金	42	—	0	—	42
役員退職慰労引当金	76	21	19	—	77
E T Cマイレージサービス引当金	9,144	8,914	9,144	—	8,914

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、一般債権の貸倒実績率による洗替え及び回収によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務法務課
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務法務課
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。が、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第12期)（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日近畿財務局長に提出。

(2) 半期報告書

（第13期中）（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）平成29年12月26日近畿財務局長に提出。

(3) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類

平成30年1月10日近畿財務局長に提出。

(4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類

平成30年2月8日及び平成30年5月15日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下「各社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされています。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について (2) 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとしします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(有価証券報告書提出日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年5月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年9月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月13日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年5月19日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年9月3日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年11月18日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年2月10日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年5月21日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年9月2日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年11月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年2月12日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月23日	35,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年8月29日	60,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年10月19日	40,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年12月14日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年2月16日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)	平成30年3月2日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第40回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年5月21日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第41回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年5月21日	40,000	非上場・非登録

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成30年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成29年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理してしております。なお、現任の理事長の任期は、平成30年4月1日以降、中期目標の期間の末日まで（現在の理事長の任期は平成34年3月31日まで）、理事の任期は2年、現任の監事の任期は平成29年度の財務諸表承認日までであります。
- ⑤ 資本金及び資本構成 平成29年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,612,436百万円
政府出資金	4,089,294百万円
地方公共団体出資金	1,523,142百万円
II 資本剰余金	842,131百万円
資本剰余金	127百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△49百万円
損益外減価償却累計額	△6,817百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	5,085,747百万円
純資産合計	11,540,316百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また、協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月20日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月20日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

